山 鹿 市 議 会 会 議 録

平成２６年（第３回）９月定例会

山　鹿　市　議　会

平成26年（第３回）山鹿市議会９月定例会

会　期　日　程　表

<table>
<tr><th>日次</th><th>月　日</th><th>曜　日</th><th>本　会　議</th><th>委員会</th></tr>
<tr><td>１</td><td>９月　２日</td><td>火</td><td>開会・提案理由説明</td><td rowspan="8"></td></tr>
<tr><td>２</td><td>９月　３日</td><td>水</td><td>休会（発言通告締切午後5時まで）</td></tr>
<tr><td>３</td><td>９月　４日</td><td>木</td><td rowspan="4">休　会</td></tr>
<tr><td>４</td><td>９月　５日</td><td>金</td></tr>
<tr><td>５</td><td>９月　６日</td><td>（土）</td></tr>
<tr><td>６</td><td>９月　７日</td><td>（日）</td></tr>
<tr><td>７</td><td>９月　８日</td><td>月</td><td>質疑・一般質問</td></tr>
<tr><td>８</td><td>９月　９日</td><td>火</td><td>質疑・一般質問・委員会付託</td></tr>
<tr><td>９</td><td>９月１０日</td><td>水</td><td rowspan="3">本会議なし</td><td>建設経済</td></tr>
<tr><td>１０</td><td>９月１１日</td><td>木</td><td>福祉厚生</td></tr>
<tr><td>１１</td><td>９月１２日</td><td>金</td><td>総務文教</td></tr>
<tr><td>１２</td><td>９月１３日</td><td>（土）</td><td rowspan="3">休　会
（敬老の日）</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>１３</td><td>９月１４日</td><td>（日）</td></tr>
<tr><td>１４</td><td>９月１５日</td><td>（月）</td></tr>
<tr><td>１５</td><td>９月１６日</td><td>火</td><td>本会議なし</td><td>議会運営
特別委員会</td></tr>
<tr><td>１６</td><td>９月１７日</td><td>水</td><td>委員長報告・討論・採決・閉会</td><td></td></tr>
</table>

平成26年（第３回）山鹿市議会９月定例会

目　　次

第１号（９月２日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 5

５．事務局職員出席者 …… 6

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7

７．日程第２　会期の決定 …… 8

８．日程第３　議案第76号～議案第92号
認定第１号～認定第13号
報告第11号～報告第16号 …… 8

９．提案理由の説明 …… 9

（１）議案第76号（有働総務部長） …… 9

（２）議案第77号（有働総務部長） …… 10

（３）議案第78号（坂梨福祉部長） …… 10

（４）議案第79号（原建設部長） …… 11

（５）議案第80号（木村教育部長） …… 11

（６）議案第81号（木村教育部長） …… 11

（７）議案第82号（木村教育部長） …… 12

（８）議案第83号（木村教育部長） …… 12

（９）議案第84号（木村教育部長） …… 12

（10）議案第85号（有働総務部長） …… 13

（11）議案第86号（川崎福祉部次長） …… 14

（12）議案第87号（川崎福祉部次長） …… 15

（13）議案第88号（阿蘇品水道局長） …… 15

（14）議案第89号（飯田市民医療センター事務部長） …… 15

（15）議案第90号（有働総務部長） …… 16

（16）議案第91号（有働総務部長） …… 16

（17）議案第92号（有働総務部長） …… 17

（18）認定第１号（有働総務部長） …… 17

（19）認定第２号（川崎福祉部次長）　…… 18
（20）認定第３号（川崎福祉部次長）　…… 18
（21）認定第４号（阿部建設部次長）　…… 19
（22）認定第５号（川崎福祉部次長）　…… 19
（23）認定第６号（阿蘇品水道局長）　…… 20
（24）認定第７号（金光経済部次長）　…… 20
（25）認定第８号（金光経済部次長）　…… 20
（26）認定第９号（金光経済部次長）　…… 20
（27）認定第10号（金光経済部次長）　…… 20
（28）認定第11号（阿蘇品水道局長）　…… 22
（29）認定第12号（飯田市民医療センター事務部長）　…… 22
（30）認定第13号（阿部建設部次長）　…… 23
（31）報告第11号（有働総務部長）　…… 24
（32）報告第12号（有働総務部長）　…… 24
（33）報告第13号（原建設部長）　…… 24
（34）報告第14号（早田総務部次長）　…… 25
（35）報告第15号（栃原経済部長）　…… 26
（36）報告第16号（栃原経済部長）　…… 26
10．散　会　…… 27

第２号（９月８日）

１．議事日程　…… 31
２．本日の会議に付した事件　…… 31
３．出席議員　…… 31
４．説明のため出席した者　…… 32
５．事務局職員出席者　…… 33
６．日程第１　質疑・一般質問　…… 34
（１）横手　啓介君一般質問　…… 34
○幸村市民部長答弁　…… 35
（２）横手　啓介君一般質問　…… 36
○幸村市民部長答弁　…… 37
（３）横手　啓介君一般質問　…… 38
○幸村市民部長答弁　…… 38
（４）横手　啓介君一般質問　…… 39

○幸村市民部長答弁 …… 39
（５）横手　啓介君一般質問 …… 40
（６）服部　香代君一般質問 …… 40
○木村教育部長答弁 …… 42
（７）服部　香代君一般質問 …… 42
○木村教育部長答弁 …… 43
（８）服部　香代君一般質問 …… 44
○幸村市民部長答弁 …… 45
（９）服部　香代君一般質問 …… 46
（10）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 47
○中嶋市長答弁 …… 48
○坂梨福祉部長答弁 …… 49
○原建設部長答弁 …… 51
（11）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 51
○幸村市民部長答弁 …… 53
（12）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 54
○幸村市民部長答弁 …… 54
（13）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 55
○栃原経済部長答弁 …… 56
○原建設部長答弁 …… 56
（14）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 57
○栃原経済部長答弁 …… 58
○原建設部長答弁 …… 58
（15）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 58
（16）冨田　弘海君一般質問 …… 60
○有働総務部長答弁 …… 61
（17）冨田　弘海君一般質問 …… 61
○有働総務部長答弁 …… 62
（18）冨田　弘海君一般質問 …… 62
○中嶋市長答弁 …… 63
（19）池田　誠一君一般質問 …… 64
○熊野教育部首席教育審議員答弁 …… 65
（20）池田　誠一君一般質問 …… 66
○熊野教育部首席教育審議員答弁 …… 67

（21）池田　誠一君一般質問 …… 69
○有働総務部長答弁 …… 70
（22）池田　誠一君一般質問 …… 70
○有働総務部長答弁 …… 72
（23）池田　誠一君一般質問 …… 73
７．散　会 …… 73

第３号（９月９日）

１．議事日程 …… 77
２．本日の会議に付した事件 …… 77
３．出席議員 …… 77
４．説明のため出席した者 …… 78
５．事務局職員出席者 …… 79
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 80
（１）北原　昭三君一般質問 …… 80
○坂梨福祉部長答弁 …… 81
（２）北原　昭三君一般質問 …… 82
○坂梨福祉部長答弁 …… 83
（３）北原　昭三君一般質問 …… 83
○坂梨福祉部長答弁 …… 84
（４）北原　昭三君一般質問 …… 85
○木村教育部長答弁 …… 86
（５）北原　昭三君一般質問 …… 86
○木村教育部長答弁 …… 87
（６）北原　昭三君一般質問 …… 88
○戸次経済部首席審議員答弁 …… 88
（７）北原　昭三君一般質問 …… 89
○戸次経済部首席審議員答弁 …… 90
（８）北原　昭三君一般質問 …… 91
○戸次経済部首席審議員答弁 …… 91
（９）北原　昭三君一般質問 …… 92
○有働総務部長答弁 …… 93
○木村教育部長答弁 …… 94
（10）北原　昭三君一般質問 …… 94

（11）冨丸　洋一郎君一般質問 …… 95
○木村教育部長答弁 …… 97
（12）冨丸　洋一郎君一般質問 …… 98
（13）芹川　正美君一般質問 …… 99
○坂梨福祉部長答弁 …… 100
（14）芹川　正美君一般質問 …… 102
（15）永田　紘二君一般質問 …… 102
○木村教育部長答弁 …… 103
（16）永田　紘二君一般質問 …… 104
○木村教育部長答弁 …… 104
（17）永田　紘二君一般質問 …… 106
○中嶋市長答弁 …… 106
（18）永田　紘二君一般質問 …… 107
７．日程第２　委員会付託 …… 108
８．散　会 …… 108

第４号（９月17日）

１．議事日程 …… 113
２．本日の会議に付した事件 …… 114
３．出席議員 …… 116
４．説明のため出席した者 …… 117
５．事務局職員出席者 …… 117
６．日程第１　議案第76号～議案第92号
認定第１号～認定第13号
陳情第４号～陳情第８号 …… 118
７．各委員長の報告 …… 119
（１）建設経済常任委員長報告 …… 119
（２）福祉厚生常任委員長報告 …… 122
（３）総務文教常任委員長報告 …… 124
８．質　疑 …… 126
９．討　論 …… 127
10．採　決 …… 127
11．日程追加　日程第２　議員提出議案第１号
意見書案第２号 …… 129

12．提案理由の説明 …… 130
（１）議員提出議案第１号（太田黒　鐵郎君） …… 130
（２）意見書案第２号（職員朗読） …… 131
13．質　疑 …… 133
14．討　論 …… 133
15．採　決 …… 133
16．閉　会 …… 134

９月２日（火曜日）

平成26年（第３回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成26年９月２日（火曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第76号　専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第77号　山鹿市消防団条例の一部を改正する条例

議案第78号　山鹿市福祉事務所条例の一部を改正する条例

議案第79号　山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第80号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例

議案第81号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

議案第82号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第83号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第84号　山鹿市子ども・子育て会議条例

議案第85号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第86号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第87号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第88号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第89号　平成26年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第90号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議案第91号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

議案第92号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について

認定第１号　平成25年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成25年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成25年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成25年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成25年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成25年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第12号　平成25年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第13号　平成25年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第11号　平成25年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
報告第12号　平成25年度山鹿市一般会計継続費精算の報告について
報告第13号　専決処分の報告について
報告第14号　一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第15号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第16号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

１番　服部香代君
２番　冨田弘海君
３番　永田　健君
４番　稲葉　昇君
５番　冨丸洋一郎君
６番　藤本峰秀君
７番　北原昭三君
８番　芹川正美君
９番　藤原　豊君

10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	有働博君
市民部長	幸村英星君
福祉部長	坂梨真樹君
経済部長	栃原栄一君
経済部首席審議員	戸次由夫君
建設部長	原弘文君
教育部長	木村厚男君
山鹿市民医療センター事務部長兼医事課長兼医療情報管理室長	飯田啓詩君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書企画課長	早田弘隆君
市民部次長	森康一君
市民部次長	阿蘇品貴司君
福祉部次長	川崎美明君
経済部次長	金光一誠君
経済部次長兼農業委員会事務局長	西田博之君
建設部次長	阿部一行君
水道局長	阿蘇品元晴君

総務課長	大林秀樹君
健康増進課長	田中修政君
建設課長	大坂榮一君
山鹿市民医療センター経理課長	永田臣司君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開会

○

○議長（藤原　弘君）

ただいまから平成26年（第３回）山鹿市議会９月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに平成26年９月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、先般の広島県で発生した集中豪雨では、多くの方々がお亡くなりになり、いまだに行方がわからない方もおられるという甚大な被害がもたらされました。お亡くなりになられました方々のご冥福と行方不明の方の一刻も早いご確認を心からお祈りいたしますとともに、被災された皆様方に衷心よりお見舞いを申し上げるものでございます。

本市におきましても、今夏は、例年になく、不順な天候が続き、日照不足による農産物への影響も心配されるところではありますが、幸いにも大きな災害等の発生もなく、灯籠まつりを初め、恒例のイベント等も、おおむね予定どおり実施することができましたことを、改めまして感謝申し上げるところでございます。

さて、この秋は、県民体育祭山鹿大会や新庁舎落成式、庁舎機能移転等々、大きな事業が軒並み控えております。気を引き締め直し、職員一丸となって事に当たってまいりたいと、強く念じているところでございます。

本定例会においてご審議いただきます議案は、条例８件、予算６件、その他３件の17議案と認定13件及び報告６件であります。これら諸議案につきましては、担当職員が説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。大変お世話になります。

○

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（藤原　弘君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において太田黒　鐵郎君、丸山　寛治君を指名いたします。

○

日程第２　会期の決定

○議長（藤原　弘君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月17日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

○

日程第３　議案第76号～議案第92号
認定第１号～認定第13号
報告第11号～報告第16号

○議長（藤原　弘君）

日程第３、議案第76号から報告第16号までの全案件を一括議題といたします。

○

議案第76号　専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））
議案第77号　山鹿市消防団条例の一部を改正する条例
議案第78号　山鹿市福祉事務所条例の一部を改正する条例
議案第79号　山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例
議案第80号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例
議案第81号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
議案第82号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
議案第83号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
議案第84号　山鹿市子ども・子育て会議条例
議案第85号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第86号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第87号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第88号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
議案第89号　平成26年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第90号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議案第91号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
議案第92号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について
認定第１号　平成25年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成25年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成25年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成25年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成25年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成25年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第12号　平成25年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第13号　平成25年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第11号　平成25年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
報告第12号　平成25年度山鹿市一般会計継続費精算の報告について
報告第13号　専決処分の報告について
報告第14号　一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第15号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第16号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

○

○議長（藤原　弘君）

提案理由の説明を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

議案第76号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、本年７月上旬の集中豪雨により被害を受けた農業用施設、林業施設及び公共土木施設の災害復旧に要する経費につきまして、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）を専決第９号として、７月14日に専決処分を行いましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

３ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、2240万円を追加し、総額を297億5985万2000円とするものであります。

10ページをお願いいたします。

３歳出、（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費から、現年発生土木施設災害復旧費につきましては、集中豪雨により被害を受けております農業用施設、林道、市道、並び河川に係る災害復旧、測量設計、応急対策に要する経費であります。

続きまして、議案第77号　山鹿市消防団条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、山鹿市役所の位置の変更に伴い、山鹿市消防団の位置を変更するため、条例を改正する必要があり、提案するものであります。

改正の内容は、第２条第２項の表におきまして、山鹿市消防団の位置として規定しております山鹿市山鹿978番地を山鹿市山鹿987番地３に改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は山鹿市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

坂梨福祉部長。

［福祉部長　坂梨　真樹君　登壇］

○福祉部長（坂梨　真樹君）

議案第78号　山鹿市福祉事務所条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

山鹿市役所の位置の変更に伴いまして、山鹿市福祉事務所の位置を山鹿市山鹿987番地３に変更するものでございます。附則といたしまして、この条例は山鹿市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の施行の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

原建設部長。

［建設部長　原　弘文君　登壇］

○建設部長（原　弘文君）

議案第79号　山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、条例を改正する必要があり、条文の整備を行うものです。改正内容につきましては、第６条第２項第５号中引用する法律の名称を改め、あわせて所要の規定の整備を行うものでございます。附則としまして、この条例は平成26年10月１日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

議案第80号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、新たな市民交流センターの開館に伴い、現在の九州電力跡地の中央公民館を廃止するとともに、あわせて山鹿地区公民館を八千代座交流館施設内に移転するため、提案するものでございます。

改正の内容は別表第１中にあります山鹿市中央公民館の項を削りますとともに、山鹿地区公民館の位置を現在の九州電力跡地の住所から八千代座交流館の住所に改めるものでございます。あわせて別表第２山鹿市中央公民館使用料の額の表を削除するものです。附則といたしまして、この条例は平成26年12月１日から施行いたします。

続きまして、議案第81号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるために条例を制定するものであります。

内容といたしましては、第４条から第36条までにおいて、特定教育・保育施設の利用定員に関する基準、利用の申し込み、受給資格等の確認、利用者負担額等の受領など、特定教育・保育施設の運営に関する基準を規定しております。また、第37条から第50条までにおいて、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準、利用の申し込み、受給資格等の確認、利用者負担額等の受領など、特定地域型保育事業の運営に関する基準を規定いたしております。附則といたしまして、この条例は子ど

も・子育て支援法の施行の日から施行し、必要な経過措置を定めております。

続きまして、議案第82号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の施行及び児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

内容といたしましては、第１条から第８条において、この条例に定める基準の目的、放課後児童健全育成事業の一般原則等を規定をいたしております。また、第９条から第21条において放課後児童健全育成事業の設備、職員、開所時間及び日数等の基準について規定をいたしております。附則といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行し、必要な経過措置を定めております。

続きまして、議案第83号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明を申し上げます。

本案は子ども・子育て支援法の施行及び児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるために、条例を制定するものであります。

内容といたしましては、第１条から第21条において、家庭的保育事業等の全体に関する総則について規定をいたしております。

第22条から第26条において、家庭的保育事業の設備、職員、保育時間及び保育の内容等の基準について規定をいたしております。

第27条から第36条において、小規模保育事業の区分及び設備、職員、保育の内容等の基準について規定をいたしております。

第37条から第41条において、居宅訪問型保育事業の保育の内容、設備及び備品、職員等の基準について規定をいたしております。

また第42条から第48条において、事業所内保育事業の利用定員の設定、設備、職員等の基準について規定をいたしております。附則といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行し、必要な経過措置を定めております。

続きまして、議案第84号　山鹿市子ども・子育て会議条例について、ご説明を申し上げます。

本案は子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設の利用定員の設定及び山鹿市子ども・子育て支援事業計画に関し、市長が意見を聞くための合議制

の機関を設置するため、子ども・子育て支援法第77条第３項に基づき、条例を制定するものであります。附則といたしまして、この条例は平成26年10月１日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

議案第85号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条､歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に４億8181万2000円を追加し、総額を302億4166万4000円とするものであります。

４ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為補正であります。豚流行性下痢の発生に伴う家畜疾病緊急対策資金利子補給のほか、２件を追加するものであります。

５ページから６ページにかけましては、第３表、地方債補正であります。臨時財政対策債ほか、１件に係る地方債の変更、増額及び災害復旧事業に係る追加を行うものであります。

今回の補正につきましては、平成25年度国の経済対策に係る、がんばる地域交付金１億5493万9000円。また県の補助金の採択に伴う財源組み替え、そして、平成25年度交付の国県支出金に係る精算返納金を計上いたしております。

補正予算の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

歳出で申し上げます。（款）衛生費、(目)予防費の補正額4318万円は、予防接種法施行令の改正に伴う出納及び肺炎球菌感染症の予防接種、加えて国の指針に基づく風疹の予防接種に係る経費であります。

18ページをお願いいたします。（款）農林水産業費、（目）農業委員会費の補正額522万8000円は、農地法改正に伴いシステム改修を行うものであります。（目）農業振興費の中の説明欄、農業担い手支援総合対策事業720万円は、農地集積集約化を進める農地中間管理機構への農地貸し付け者に対する経営転換協力金700万円及び県の地域営農組合法人化推進事業を活用し、新規設立法人の早期の経営安定化に向けた支援を行うもの20万円であります。

次の農山村地域再生支援事業49万9000円は、県の地域づくりチャレンジ推進事業

を活用し、たけんこ街道協議会が実施します新たな特産品開発を支援するものであります。（目）畜産業費の補正額624万3000円のうち、環境保全型農業総合支援事業は、県の採択を受け、家畜排せつ物の適正処理と利用促進を図るものであります。

19ページをお願いいたします。

（款）教育費、（項）小学校費、（目）学校管理費の中の説明欄、学校施設環境改善事業1679万9000円につきましては、山鹿小学校及び鹿北小学校に空調設備を整備するものであります。

次の（目）学校建設費の中の学校規模適正化事業（菊鹿統合小学校）4234万5000円は、統合小学校に係る整備費、建築工事費及び設計管理費であります。これは平成28年度までの債務負担行為であり、総額は10億1770万9000円です。また、学校規模適正化事業の鹿央・米田統合小学校1087万9000円は、平成29年４月の開校を目指す鹿央・米田統合小学校の基本実施設計業務を行うものであります。これは平成27年度までの債務負担行為であり、総額は2855万4000円です。

次の（目）学校管理費の中の学校施設環境改善事業１億2509万7000円は、山鹿中学校ほか中学校施設に空調設備を整備するものであります。

20ページをお願いいたします。

（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費の補正額1021万円、次の（目）現年発生林業施設災害復旧費の補正額1181万9000円、さらに（目）現年発生土木施設災害復旧費の補正額1億380万7000円は、本年７月の集中豪雨により、被害を受けた農地、農業用施設、林業施設、道路並びに河川に係る災害復旧事業であります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

川崎福祉部次長。

［福祉部次長　川崎　美明君　登壇］

○福祉部次長（川崎　美明君）

議案第86号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8497万1000円を追加し、総額を78億8081万6000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出によりご説明いたします。

６ページをお願いいたします。

３歳出、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額8497万1000円につきましては、

平成25年度の療養給付費等の確定に伴います国県支出金等に係る精算返納金でございます。

続きまして、議案第87号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3888万円を追加し、総額を63億3801万1000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出によりご説明いたします。

７ページをお願いいたします。

３歳出、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額3888万円は、平成25年度の介護給付費等の確定に伴います国県支出金及び支払い基金交付金に係る精算返納金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

阿蘇品水道局長。

［水道局長　阿蘇品　元晴君　登壇］

○水道局長（阿蘇品　元晴君）

議案第88号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、がんばる地域交付金の決定に伴い、財源の組み替えを行うものであります。

７ページをお願いいたします。

歳入の（款）繰入金を4400万円増額し、（款）市債を4400万円減額するものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

飯田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　飯田　啓詩君　登壇］

○市民医療センター事務部長（飯田　啓詩君）

議案第89号　平成26年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

今回の補正は、平成25年度に完了いたしました医療機器整備事業について、企業債の発行後に国の補助金である国民健康保険調整交付金の交付を受けたため、繰り上げ償還をする必要があり、補正をお願いするものでございます。

１ページをお開き願います。

第１条は総則でございます。第２条は資本的収入及び支出でございます。支出の第１款、資本的支出の既決予定額に3431万2000円を追加し、総額を８億3497万円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算実施計画によりご説明いたします。

５ページをお開き願います。

支出の（款）資本的支出、（項）企業債償還金、（目）企業債償還金の補正予定額3431万2000円は、企業債元金の繰り上げ償還でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

議案第90号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本案は、本市と熊本市により山鹿植木広域行政事務組合において共同処理しております広域消防事務を平成27年３月31日限りで解消するため、共同処理する事務及び規約の一部を変更するものであります。なお、共同処理する事務及び規約の変更手続におきましては、地方自治法第286条第１項の規定に基づく協議が必要であり、この協議については同法第290条の規定により構成市である熊本市と同一の内容による議会の議決を経る必要がございます。

規約の一部変更の内容についてご説明いたします。

組合において共同処理する事務を列挙しております第３条から消防事務に関連する第２号及び第４号を削りますとともに、消防職員の任免について定めております第９条ただし書きを削ります。あわせまして、経費の負担割合を定める別表を記載のとおり改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成27年4月１日から施行するものです。

続きまして、議案第91号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてご説明申し上げます。

本案は、議案第90号でご説明いたしました山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴いまして、必要となる財産処分を行うものであります。なお、この財産処分に当たりましては、地方自治法第289条の規定に基づく協議が必要であり、この協議につきましては議案第90号と同様、地方自治法第290条の規定により構成市である熊本市と同一の内容による議会の議決を経る必要がございます。

財産処分の内容につきましては、２ページ以降の協議書に定めるとおりでございますが、土地、建物、配備車両及び備品等につき、現在所在する市に帰属させるものでございます。

続きまして、議案第92号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、ご説明申し上げます。

この計画は、みなし過疎地域である本市全域を計画の対象として、平成27年度までを計画期間としております。この計画に基づいて行う事業は、財源として過疎対策事業債を充当することもでき、人口減少に伴い地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が必要な地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するものでございます。今回提案しております計画の変更につきましては、今年４月の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、過疎対策事業債の対象となりました事業等の追加と、それに伴う計画本文の修正を行うものであります。この内容であらかじめ県との協議が終了しましたので、過疎地域自立促進特別措置法第６条の規定により、議会の議決を経るため提案するものでございます。

続きまして、認定第１号　平成25年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

歳入から申し上げます。合計欄が２段書きになっておりますが、上段が前年度からの繰り越し事業に係るもの、下段が現年度決算額であります。合算して説明申し上げます。

予算現額293億5282万4550円、調定額313億5855万67円に対しまして、収入済額は306億2760万2773円となっております。不納欠損額4687万2014円、収入未済額は６億8407万5280円であります。

10ページをお願いいたします。

歳出についてでありますが、同じく予算現額293億5282万4550円に対しまして、支出済額は276億7694万7883円、翌年度繰越額３億540万3299円、不用額が13億7047万3368円でございます。執行率は94.3％でございます。

次のページ、11ページになりますが、歳入歳出に係る差し引き残額は、29億5065万4890円であります。

63ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引額29億5065万5000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は4115万円であり、結果実質収支額は29億950万5000円であります。この実質収支額29億950万5000円のうち、地方自治法第233条の２及び地方財政法第７条の規定に基づき、15億円を翌年度に繰り越さないで基金に編入いた

しております。その内訳は、財政調整基金に５億円、減債基金に10億円であります。なお、決算に係る附属資料としまして、主要施策の成果に関する説明書及び財政状況に関する資料を作成いたしておりますので、あわせてご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

川崎福祉部次長。

［福祉部次長　川崎　美明君　登壇］

○福祉部次長（川崎　美明君）

認定第２号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

歳入合計の欄によりご説明いたします。予算現額82億475万9000円、調定額82億5786万3249円に対しまして、収入済額78億3388万1363円、不納欠損額6640万1124円、収入未済額３億5758万762円でございます。

次に７ページをお願いいたします。

歳出合計の欄によりご説明いたします。予算現額82億475万9000円に対しまして、支出済額76億6549万7127円、不用額５億3926万1873円でございます。

８ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、１億6838万4236円でございます。

次に21ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに１億6838万4000円でございます。このうち地方自治法第233条の２の規定により、2000万円を国民健康保険事業特別会計財政調整基金へ繰り入れいたしております。

続きまして、認定第３号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

歳入合計の欄によりご説明いたします。予算現額６億6123万9000円、調定額6億6172万8507円に対しまして、収入済額６億5904万2907円、収入未済額268万5600円でございます。

４ページをお願いいたします。

歳出合計の欄によりご説明いたします。予算現額６億6123万9000円に対しまして、支出済額6億5655万8552円、不用額468万448円でございます。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、248万4355円でございます。

次に10ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに248万4000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

阿部建設部次長。

［建設部次長　阿部　一行君　登壇］

○建設部次長（阿部　一行君）

認定第４号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

歳入につきましては、合計欄によりご説明いたします。予算現額14億1966万円、調定額13億2168万797円に対しまして、収入済額は12億8111万9000円、不納欠損額１万6035円、収入未済額4054万5762円でございます。

５ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予算現額14億1966万円に対しまして、支出済額12億8111万9000円、不用額１億3854万1000円でございます。

６ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

川崎福祉部次長。

［福祉部次長　川崎　美明君　登壇］

○福祉部次長（川崎　美明君）

認定第５号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

歳入合計の欄によりご説明いたします。予算現額61億9986万2000円、調定額61億6279万8560円に対しまして、収入済額60億9498万124円、不納欠損額3955万6528円、収入未済額2826万1908円でございます。

次に６ページをお願いいたします。

歳出合計の欄によりご説明いたします。予算現額61億9986万2000円に対しまして、支出済額59億4323万4049円、不用額２億5662万7951円でございます。

７ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、１億5174万6075円です。

次に19ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに１億5174万6000円でございます。このうち地方自治法第233条の２及び山鹿市介護給付費準備基金条例第２条第２項の規定に基づき、6000万円を介護給付費準備基金へ繰り入れいたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

阿蘇品水道局長。

［水道局長　阿蘇品　元晴君　登壇］

○水道局長（阿蘇品　元晴君）

認定第６号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

下段の歳入合計欄で合算して申し上げます。予算現額４億843万7000円、調定額３億5463万4721円に対しまして、収入済額３億5392万5091円となっております。収入未済額は70万9630円であります。

４ページをお願いいたします。

歳出につきましても、合算して申し上げます。予算現額４億843万7000円に対しまして、支出済額３億5392万5091円、不用額5451万1909円であります。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

金光経済部次長。

［経済部次長　金光　一誠君　登壇］

○経済部次長（金光　一誠君）

認定第７号から第10号まで財産区特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

認定第７号　平成25年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

３ページをお願いします。

歳入合計につきましては、予算現額168万8000円、調定額156万2476円に対しまして、収入済額は同額であります。

４ページをお願いします。

歳出合計につきましては、予算現額168万8000円に対しまして、支出済額125万6701円であります。

５ページをお願いします。

歳入歳出差引残額につきましては、30万5775円となっております。

次に、認定第８号　平成25年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

３ページをお願いします。

歳入合計につきましては、予算現額1163万9000円、調定額1116万3310円に対しまして、収入済額は同額であります。

４ページをお願いします。

歳出合計につきましては、予算現額1163万9000円に対しまして、支出済額668万1993円であります。

５ページをお願いします。

歳入歳出差引残額につきましては、448万1317円となっております。

次に、認定第９号　平成25年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

３ページをお願いします。

歳入合計につきましては、予算現額46万1000円、調定額45万8679円に対しまして、収入済額は同額であります。

４ページをお願いいたします。

歳出合計につきましては、予算現額46万1000円に対しまして、支出済額3万187円であります。

５ページをお願いします。

歳入歳出差引残額につきましては、42万8492円となっております。

次に、認定第10号　平成25年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

３ページをお願いします。

歳入合計につきましては、予算現額129万3000円、調定額128万6419円に対しまして、収入済額は同額であります。

４ページをお願いいたします。

歳出合計につきましては、予算現額129万3000円に対しまして、支出済額42万6921円であります。

５ページをお願いします。

歳入歳出差引残額につきましては、85万9498円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

阿蘇品水道局長。

［水道局長　阿蘇品　元晴君　登壇］

○水道局長（阿蘇品　元晴君）

認定第11号　平成25年度山鹿市水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

２ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について収入から申し上げます。

第１款、水道事業収益は、予算額４億3367万3000円に対しまして、決算額は４億4489万2103円であります。

次に支出であります。第１款、水道事業費は、予算額４億2783万円に対しまして、決算額は４億663万6950円となっております。

３ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。第１款、資本的収入は、予算額３億2292万8000円に対しまして、決算額は１億4808万3900円であります。

次に支出であります。第１款、資本的支出は、予算額４億6288万6000円に対しまして、決算額は２億2135万9216円、翌年度繰越額１億8780万2000円となっております。

６ページをお願いいたします。

平成２５年度水道事業会計剰余金処分計算書（案）であります。剰余金の処分につきましては、地方公営業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金3083万1342円を減債積立金に1000万円、建設改良積立金に2083万1342円、それぞれ積み立てるものです。

以上、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

飯田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　飯田　啓詩君　登壇］

○市民医療センター事務部長（飯田　啓詩君）

認定第12号　平成25年度山鹿市病院事業会計決算の認定についてご説明いたします。

１ページをお開き願います。

収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

第１款、病院事業収益は、予算額合計34億7421万3000円に対しまして、決算額は32億2954万1078円であります。

次に支出についてご説明いたします。第１款、病院事業費用は、予算額合計34億6299万6000円に対しまして、決算額は32億1393万726円であります。

２ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について収入よりご説明いたします。第１款、資本的収入は、予算額合計３億7648万8000円に対しまして、決算額は４億778万9000円であります。

次に支出についてご説明いたします。第１款、資本的支出は、予算額合計６億5863万8500円に対しまして、決算額は６億5470万8544円であります。

３ページをお願いいたします。

平成25年度山鹿市病院事業損益計算書についてご説明いたします。

まず、本業での収支を示す医業収支でございますが、医業収益が30億7540万3343円、医業費用が29億6264万7098円となり、１億1275万6245円の医業利益を計上したところです。次に、経常収支でございますが、医業外の収支とあわせまして、137万8166円の経常損失となったところです。総収支につきましては、特別利益、特別損失を加え、結果として424万8458円の当年度純利益を計上したところです。

よって、当年度未処理欠損金は、平成25年度純利益と前年度繰越欠損金を合わせて14億5505万6520円として、同額を翌年度繰越欠損金としたところです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

阿部建設部次長。

［建設部次長　阿部　一行君　登壇］

○建設部次長（阿部　一行君）

認定第13号　平成25年度山鹿市下水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

２ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

第１款、下水道事業収益、予算額９億422万4000円に対しまして、決算額は、９億47万5048円でございます。

次に支出についてご説明いたします。第１款、下水道事業費用、予算額８億2954万3000円に対しまして、決算額は７億9042万1658円でございます。

３ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。第１款、資本的収入予算額６億7678万9000円に対しまして、決算額は４億922万5656円でございます。

次に支出についてご説明いたします。第１款、資本的支出、予算額10億6342万3000円に対しまして、決算額は７億9494万1249円でございます。

６ページをお願いいたします。

平成25年度山鹿市下水道事業会計剰余金処分計算書（案）でございます。剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金２億2029万4237円を減債積立金に１億円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金として、１億2029万4237円を処分しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

報告第11号　平成25年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づき、報告いたします。

１番目の健全化判断比率の中の実質赤字比率につきましては、一般会計の収支についてであります。14億950万5000円の実質収支、黒字決算となっております。

続きまして、連結実質赤字比率でございます。全ての会計におきまして、黒字決算となっており、合計しまして33億7871万8000円の収支であります。

次に実質公債費比率につきましては、10.7％となっております。次の将来負担比率は35.4％であります。

続きまして、２資金不足比率でありますが、全ての会計において資金不足は生じておりません。

続きまして、報告第12号　平成25年度山鹿市一般会計継続費精算の報告について、地方自治法施行令第145条第２項の規定に基づき、精算報告をいたします。

２ページをお願いいたします。

（款）教育費、学校規模適正化事業、山鹿・川辺統合小学校につきましては、事業実施年度平成23年度から平成25年度、全体計画額25億9206万3000円に対しまして、支出総額25億140万3450円であります。財源につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

原建設部長。

［建設部長　原　弘文君　登壇］

○建設部長（原　弘文君）

報告第13号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、市道の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は平成26年７月22日、午前８時40分ごろです。相手方の住所、氏名は記載のとおりでございます。事故の概要は、市道第二畑中線の畑中橋付近を走行していた相手方車両が同線に布設された横断側溝を通過した際、当概横断側溝のグレーチングがはね上がり、相手方車両を損傷させたものでございます。

損害賠償の額は10万3043円です。和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対し、本件事故に関する損害を賠償し、山鹿市と相手方は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、報告します。

○議長（藤原　弘君）

早田総務部次長。

［総務部次長　早田　弘隆君　登壇］

○総務部次長（早田　弘隆君）

報告第14号　一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

４ページをお願いいたします。

平成25年度の事業報告でございます。２の事業内容ですが、まず（１）自主事業及び公益目的事業といたしまして、地域資源を生かした文化、福祉、スポーツなどの地域振興事業を行っております。また、５ページ中段の（２）受託事業では、指定管理者としてさくら湯や八千代座など、本市の５施設の管理に当たり、また受託業務としてカルチャースポーツセンター管理業務など５業務を受託いたしております。なお、７ページ、８ページに受託施設の入場者数や使用料収入など利用状況を掲載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

９ページから11ページにかけまして、収支計算書を掲載いたしております。

まず、９ページ掲載の収入でございますが、前期からの繰越額2069万8470円を加えました経常収益の合計は、１億8014万3997円でございます。

次に支出でございますが、10ページをお願いいたします。

経常費用の合計は、１億6086万6715円でございます。

11ページをお願いいたします。

最下段の当期一般正味財産増減額欄になりますが、収入合計から支出合計を差し引きまして、1927万7282円が翌年度への繰越金となります。

12ページ、13ページの正味財産増減計算書をお願いいたします。

13ページの下から６行目、一般正味財産期末残高は3646万2282円となり、市が出資しました基本財産であります指定正味財産の3000万円を加えた正味財産期末残高は、6646万2282円でございます。

14ページから15ページにかけまして、貸借対照表及び財産目録を掲載してますのでご参照をお願いいたします。

16ページから21ページにかけましては、平成26年度の事業計画及び収支予算書を掲載しております。

一般財団法人移行２年目を向え、行政といたしましても公益目的事業の計画的推進と収益事業の堅実な実施とともに、さらなる経営基盤の強化を目指し、これまで以上の経営努力を促してまいりたいと考えております。

以上、報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

栃原経済部長。

［経済部長　栃原　栄一君　登壇］

○経済部長（栃原　栄一君）

報告第15号、第16号の２件についてご報告申し上げます。

市が２分の１以上出資しております、株式会社小栗郷、株式会社鹿本町振興公社につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づきご報告申し上げます。

まず、報告第15号　株式会社小栗郷の経営状況でございます。

４ページをお願いします。

平成25年度の事業報告書でございます。株式会社小栗郷は、小栗館、お栗茶屋、木遊館、カントリーパークの管理運営に当たっております。お客様へよい品物を適正価格で提供し、満足していただく店づくりを目標に、体験イベントの充実などに取り組んだほか、販売促進に力を注いだものの、改修工事による仮設店舗等での営業の影響で来客者数は39万973人で、前年度に対し7.2％の減となり、売上高も４億6484万円と前年度に対し5.1％の減となっております。

５ページから８ページにかけては、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書を掲載しており、営業活動では1771万4000円の損失を出しておりますが、営業外収益により、最終的には505万1000円の当期純損失となっております。リニューアルした施設を最大限に活用し農林産物の鮮度保持や、お

客様にとって便利で安心して買い物ができる売り場づくりを目指して、販売スペースの配置検討、職員研修等に積極的に取り組まれております。

９ページから10ページにかけましては、平成26年度事業計画等を掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、報告第16号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況でございます。

４ページをお願いします。

平成25年度の事業報告でございます。株式会社鹿本町振興公社は、水辺プラザかもと内の温泉施設を含んだ複合施設とその周辺、上内田川の河川公園の管理運営に当たっております。お客様に安心と安全でおいしいものを提供することを目標に取り組みました。来場者数につきましては、温泉施設で対前年度より増加はしたものの、物産館については、野菜の出荷量が一部減少し、販売額の低下となりました。また、加工工房については、類似商品の米粉パン等が他店舗で出回るようになり、独自性が薄れてきました。結果としまして、来客者数は57万3388人で前年度に対し10.5％の減となり、売上高も４億6594万円と前年度に対し、9.6％の減となっております。

５ページから７ページにかけては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を掲載しておりますが、経費の見直しによる縮減努力の結果、営業活動では458万5000円の損失となっておりますが、営業外収益により最終的には61万1000円の当期純損失となっております。

このような経営状況を踏まえ、経営利益の確保を第一命題として、さらなる商品力のアップやスタッフ一人一人の意識改革と危機感を徹底的に意識させ役職員全員が一丸となりお客様第一主義により取り組まれております。

８ページから９ページにかけましては、平成26年度事業計画等を掲載いたしておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

ただいま、報告申し上げました２つの法人については、市としましても法人の経営力の向上と安定を促していきたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時15分　散会

～～～

９月８日(月曜日)

平成26年（第３回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成26年９月８日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．横手　啓介

一般質問

（１）やまが市街地循環バスの廃止について

２．服部　香代

一般質問

（１）小学校規模適正化事業に伴う放課後児童クラブの設置等について

（２）新焼却施設の熱再利用等について

３．太田黒　鐵郎

一般質問

（１）特別会計への法定外繰り入れについて

（２）総合窓口の民営化について

（３）農林道並びに市道整備の進捗状況について

４．冨田　弘海

一般質問

（１）指定管理者制度について

５．池田　誠一

一般質問

（１）教育問題について

（２）本市の防災対策について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

１番　　服　部　香　代　君

２番　　冨　田　弘　海　君

3番	永田　健	君
4番	稲葉　昇	君
5番	冨丸　洋一郎	君
6番	藤本　峰秀	君
7番	北原　昭三	君
8番	芹川　正美	君
9番	藤原　豊	君
10番	平井　邦廣	君
11番	吉本　政幸	君
12番	池田　誠一	君
13番	堀　茂幸	君
14番	永田　紘二	君
15番	横手　啓介	君
16番	藤原　弘	君
17番	太田黒　鐵郎	君
18番	丸山　寛治	君
19番	寺崎　勇児	君
20番	丸山　康昭	君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋　憲正	君
副市長	池田　永実	君
教育長	堀田　浩一郎	君
総務部長	有働　博	君
市民部長	幸村　英星	君
福祉部長	坂梨　真樹	君
経済部長	栃原　栄一	君
経済部首席審議員	戸次　由夫	君
建設部長	原　弘文	君
教育部長	木村　厚男	君
山鹿市民医療センター事務部長兼医事課長兼医療情報管理室長	飯田　啓詩	君
首席審議員兼会計管理者	米加田　純正	君
総務部次長兼秘書企画課長	早田　弘隆	君

福祉部次長	川崎美明君
経済部次長	金光一誠君
建設部次長	阿部一行君
水道局長	阿蘇品元晴君
教育部首席教育審議員	熊野　浩君
総務課長	大林秀樹君
防災対策課長	宮崎錦也君
財務課長	木下　実君
地域生活課長	吉里明弘君
市民課長	江藤一洋君
国保年金課長	野田修誠君
下水道課長	竹下健一君
山鹿市民医療センター総務課長	冨田龍也君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

お手元に議案の正誤表が提出されておりますので、ご了承願います。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（藤原　弘君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。横手　啓介君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

おはようございます。

いよいよ、この９月定例会でこの本庁舎での本会議というのが終わります。何か感慨深いものを感じますけれども、また、最後の質問ということで一生懸命やらせていただきます。

今回は、一般質問を１点、やまが市街地循環バスの廃止についてということで質問をさせていただきます。

広報やまが７月号の案内版に、やまが市街地循環バスの廃止についてということで、掲載がありました。

全文を読ませていただきます。

「やまが市街地循環バスの廃止について。

平成19年12月から運行している「やまが市街地循環バス」は、これまで運行ルートの見直しや回数券の発行など、利便性向上に努めてきました。

しかし、利用者数が伸び悩み、市としては今後も収支状況の改善が見込めないと判断し、本年９月末日で廃止することとしました。

なお、循環バス運行地域の中で、路線バスのバス停からおおよそ500メートル以上離れた地域（下吉田、宮苑、鹿校通４丁目の一部）では、既存のあいのりタクシー（山鹿チヨマツ号）を10月から運行しますので、そちらをご利用いただきますようお願いします。

これまで、やまが市街地循環バスをご利用いただきありがとうございました。今後とも市の交通施策にご理解とご協力をよろしくお願いします。」ということで載っております。

この廃止について質問をしたいと思います。

まず１点目、今後の収支状況の改善が見込めないと判断し、廃止としたとありますが、収支だけの理由で廃止の判断をされたことに対し、釈然としません。

誰が、つまり市なのか事業を行っている九州産業交通なのか、決定した者をはっきりしていただきたいというふうに思います。

次に２点目、このやまが市街地循環バスに対しての予算といいますか、経費はいかほどかかっているのかをお答えください。

３点目でございますが、廃止後の代替策として、下吉田、宮苑、鹿校通４丁目の一部では、山鹿チヨマツ号が運行を開始になるようですが、それ以外の地域はどうなるのかお尋ねをいたします。

１回目を終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。幸村市民部長。

［市民部長　幸村　英星君　登壇］

○市民部長（幸村　英星君）

横手議員の一般質問、やまが市街地循環バスの廃止についてお答えいたします。

やまが市街地循環バスは、周辺部から市街地へ来られた方々の乗り継ぎ利用を初め、市街地内での移動手段を確保することを目的に、平成19年から試験運行を継続してまいりました。

これまでも運行ルートの見直しや利用回数券の発行など、利用促進に努めてまいりましたが、１便当たりの利用者数が４人程度と、県内で同様にコミュニティーバスを運行している自治体と比較しましても、利用実績は低調でございました。

その要因としましては、山鹿バスセンターを起点として各方面へバスが走っているため、市街地におきましては路線バスの運行ルートと重複しているケースが多いことや、周辺部からのあいのりタクシーが市街地内の目的地へ直接乗り入れていることから、利用者数が伸びなかったものと考えられます。

以上が市街地循環バスについての概要でございますが、１点目のご質問、誰が廃止を判断したのかという点につきましては、平成26年度当初予算編成過程の中で一定の事務手続を経まして、市といたしまして今後、運行を継続しても利用者の増加及び収支状況の改善は難しいとの最終判断を行い、９月末での運行廃止を決定したものでございます。

次に、２点目のご質問、市の予算はどのようになっているのかということでございますが、市街地循環バスに係る予算といたしましては、運行経費から運賃収入を差し引いた欠損分をバス会社に対する補助金として計上いたしております。平成25年度の実績は、837万1000円の運行経費に対しまして、運賃収入が117万2000円であ

りましたので、欠損額相当分の719万9000円を補助金として支出いたしました。

また、廃止に当たりましては、熊本運輸支局を初め、バス事業者、山鹿市嘱託員連合会代表者、山鹿市老人クラブ代表者、山鹿地域審議会代表者、国県市の道路管理者等で構成いたします山鹿市地域公共交通会議での協議や、利用者への周知期間も必要でありますので、それらの期間を考慮いたしまして、本年度は４月から９月までの半年間の予算372万1000円を計上したものでございます。

次に、３点目のご質問、廃止後、一部の地域以外の地域への代替策はどのようになっているのかということでございますが、市街地循環バスを廃止することによりまして、いわゆる交通の空白地域が一部生じてまいります。これは路線バスからおおむね500メートル以上離れた地域のことを指し、この距離は県内で統一されております。この交通空白が生じる地域には、10月からあいのりタクシーの運行を予定いたしておりますので、本市におきましては、交通空白地域が生じることはありません。そのため、そのほかの地域におきましては、既存の路線バスによるご利用をお願いしたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

２回目の質問をいたします。

広報やまが７月号での発表以来、利用者数が非常にふえたというふうに聞いております。このことは、利用者の循環バス存続への期待感のあらわれではないかというふうに思います。市としては、どのようにお考えかお伺いをいたします。

２点目に、平成25年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定の主要施策の成果に関する説明書10ページでありますが、その中に市街地循環バスについて書いてあります。現状分析（現況と問題点）ということでは、「日常生活での利便性向上や地域内交流の活性化を図った。今後も利用促進に努めるとともに、利便性向上に向けた方策の検討が必要とされている。」。施策の概要（目標・目的・内容）では、「平成24年10月の運行の見直し（左、右回り便、回数券の発行）を経て運行を継続。利用者数は延べ8292名と、対前年度比551人（7.1％）の増となった。」とあり、施策の成果（評価・今後の課題）では、「市内の交通空白・不便地域は解消できたものの、さらなる利用促進と、公共交通の利用が難しい高齢者層などへの対応の工夫が必要となってくる。今後は、路線バスを含む地域生活交通全体の総合的な検討を進める必要がある。」と書かれております。利用者も少しではありますが伸びていま

す。

また、「今後も利用促進に努めるとともに利便性向上の検討を必要とされている。」と書かれております。しかし、９月には廃止。何なんだこれはというふうに思います。

それでは、質問ですが、利用促進、利便性向上の検討はなされたのかお聞きいたします。

以上で２回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。幸村部長。

［市民部長　幸村　英星君　登壇］

○市民部長（幸村　英星君）

横手議員の２回目のご質問にお答えいたします。

まず、１点目のご質問、廃止告知後、市街地循環バスの利用者はふえたと聞いているが、これはバス存続への期待感のあらわれではないかという趣旨のことでございますが、利用者数といたしましては昨年９月から微増で推移しております。厳密に申しますと、本年７月の廃止告知後というわけではございません。利用者数の増加要因といたしましては、平成24年10月に導入いたしました利用回数券が、昨年度は利用全体の約７割を占めるなど広く浸透したことに加えまして、右回りのみであった運行ルートを右回り・左回りの交互運行ルートへと変更したことが功を奏したものと理解いたしております。

しかしながら、他の自治体の例を見ましても、菊池市のべんりカーは毎便12人、合志市のレターバスは毎便18人、本市はふえたと言いましても毎便４人程度であり、利用実績は低いままで改善が見られなかったため、廃止の判断に至ったものでございます。

続きまして、２点目のご質問、利便性に向けた方策の検討を具体的に行ったのかということでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、回数券の導入や経路の見直しなど、幾つかの方策を講じましたものの、存続を維持できるほどの利用実績には至らなかったというのが経緯でございます。

今後とも、市内に交通空白地域を生じさせないことを基本方針といたしまして、市街地循環バスの廃止後も、既存路線バスの効率化とあいのりタクシー制度の運用の充実を図り、公共交通の利便性の向上を目指してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

３回目の質問をいたします。

よその自治体は利用者が多いと、それはそれなりに努力をしているんじゃなかろうかというふうに考えます。山鹿市が努力をしていないとは言いませんが、よそを例に言われることにはちょっとおかしいんじゃなかろうかなというふうに感じるわけです。

循環バスには、乗り合いタクシーと同様に中心市街地への経済効果や、高齢者福祉的な面からも効果があったものというふうに考えます。その観点から、行政としては経済面、福祉面、どのようにお考えなのかお聞きをいたします。

次に、存続に対しての考えはなかったのか、収支状況の改善が見込めないとの判断が廃止の要因なら、それに対して方策を考えなかったのか。例えば、病院や温泉施設、または商業施設などに利用者が乗降される施設に対し、費用の負担を申し入れるようなことはできなかったのか。実際、このようなことをしますという声を私も聞いております。これは、まあ１つの例ではありますが、いろんな方法があったというふうに思います。存続に対してそれらの方法を考えることはなかったのか、お聞きをいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。幸村市民部長。

［市民部長　幸村　英星君　登壇］

○市民部長（幸村　英星君）

横手議員の３回目のご質問にお答えいたします。

まず、１点目のご質問、経済効果や福祉面からの効果についてでございますが、市街地循環バスは、年間で延べ8000人以上の方々が利用されておりますので、議員ご指摘のとおり、中心市街地への経済的な効果や福祉的な効果もあると思われますが、市といたしまして、その効果についての実態調査までは行ってはおりません。

市がこれまでに行いました調査は乗降調査でございまして、この調査は利用者の性別・年齢といった属性や、乗降されるバス停を調べるもので、運行改善の基礎資料を得るためのものでございます。

次に、２点目のご質問、市街地循環バスの運行によって恩恵を受けられる施設に対して、一部費用負担を求めて存続させるという方策についてでございますが、受益者に負担を求めるコミュニティーバス事業の枠組みは、全国的に見ると導入されている自治体があることは認識いたしておりますが、その数は極めて少ないのが実情でございます。市といたしましては、現在の利用実績では施設に費用負担を求め

ることは困難であること、また、負担される施設の意向に沿う形での運行ルートの設定を求められることにもなりかねませんので、公共交通としての役割上、市が主体となって導入することは考えておりません。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

４回目の質問をいたします。

答弁に関して、何かむなしくなるような答弁ばかりではありますが、４回目をさせていただきます。

循環バスの廃止と主要施策の説明書の内容の比較ですが、説明書のほうでは利便性の向上の検討、利用者促進に努めるというふうに書いてありますが、予算書では４月から９月までの予算しか組んでいないというようなことであります。予算をつくる時点から廃止はもう決定していたのでしょう。それなら説明書にもそのように来年で廃止するというふうに書けばよかったんじゃないんですか。成果説明書と予算の整合性はあるのかお尋ねをいたします。

また、廃止の理由が利用者が少ない、収支状況の改善が見込めないことでありますが、市の事業の中にもそのようなことがたくさんあると思います。そんな理由だけで廃止にするというのは、どうかと思うわけです。

ほかの自治体では、単独で運行しているコミュニティーバスが多くあります。山鹿市は何か情けないような気がいたしております。特に、本年は新庁舎が完成し、市民ホール、図書館ができ、市民に多く利用を促すときに廃止をするという判断がなされた。行政としていかがなものかというふうに思います。もう一度、知恵を絞って代替案を考えていただけないかお願いをいたします。

４回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。幸村市民部長。

［市民部長　幸村　英星君　登壇］

○市民部長（幸村　英星君）

横手議員の４回目のご質問にお答えいたします。

まず１点目のご質問、平成25年度主要施策成果説明書と予算との整合性があるのかということでございますが、成果説明書に記載しております内容は、地域生活交通事業として実施しました市街地循環バスの実績をあいのりタクシーの実績ととも

に、平成26年３月31日時点で取りまとめたものでございます。

また、市街地循環バスの予算につきましては、平成26年度予算に関する説明書の中で、市街地循環バスの廃止と、廃止までの半年間の運行補助費について記載をいたしておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

次に、２点目ご質問、利用者が少ない等の理由だけで廃止するのはいかがなものかということでございますが、市街地循環バスは運行開始後、７年目を迎えた今も近隣の他市と比較しまして、利用者数で約３倍の開きがあるなど、利用状況は低調なままでございます。

しかしながら、本市の場合、市街地循環バスのみについて言えば、以上のような状況でございますが、いわゆる交通の空白地域はなく、公共交通であります路線バスやあいのりタクシーが整備され、他市と比較しましても充実している面が多いのも実情でございます。

実際の利用状況といたしましては、高齢者の方が多数を占めておられますので、今後は公共交通施策と福祉分野等の施策との連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

今まで質問をし、答弁をいただきました。どうにも納得のいかない答弁ではございます。

この事業に対しまして、費用対効果がないので廃止をすると、その一点張りであります。この循環バスというのは、まだほかにもいろんな可能性があるのではないかというふうに考えます。一つとして挙げますと、観光にも利用はできないのかなというふうに考えるわけです。まだほかにもいろんな可能性というのがある事業だと考えるわけです。ぜひとも新しい形での復活を希望をいたします。

これで質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（藤原　弘君）

以上で、横手君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、服部　香代君の発言を許します。服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

おはようございます。

議席番号１番、服部　香代です。

発言通告に従いまして、一問一答にて２点質問させていただきます。

まず、１点目、小学校の学校規模適正化推進事業に伴う放課後児童クラブの設置等についてお尋ねいたします。

おくれていた学校規模適正化推進事業がようやく見えてきた感がありますが、平成28年度開校の菊鹿小学校、平成29年度には鹿央、米田地区の小学校、平成30年度は鹿本地区の小学校、さらには平成31年度には平小城、三岳、八幡地区の小学校が再編され、開校する計画だと発表されました。

放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の問題点につきましては、前回の６月議会でも質問いたしましたが、現在は中富小学校を除く全ての小学校の児童が放課後児童クラブを利用できるようになっています。

小学校が統合されると、当然放課後児童クラブ利用者は増加します。先ほど言いました計画によりますと、鹿央、米田地区の四つの小学校は、現在の米田小学校をリニューアルして使用するということであります。

放課後児童クラブについては、米田小学校の児童は元用務員室を利用した施設で行われており、33名が利用しております。

また、米野岳小、千田小、山内小の児童は、米野岳小学校隣のふれあい塾を使用して、46名が利用しています。合併すると79名になります。

現在の米田小学校の放課後児童クラブでは、施設の面でもとても賄える人数ではありません。

鹿本地区も来民小学校の放課後児童クラブ利用の児童は54名で既に基準をオーバーしていますが、稲田小学校の利用児童22名を加えますと76名になります。

稲田小学校は、今年度敷地内に設置されたばかりですが、再編計画では来民小学校に統合するということで、これまた現在、児童館を使用しているということを考えますと、単純に一緒に利用するということは、かなり難しいと思われます。

また、平小城小学校の放課後児童クラブを利用している児童は29名、三岳小学校21名、八幡小学校41名です。合併すると実に91名という数になります。

少子化が進むこの時代に、このままの数では推移せず、減少するものと思われるかもしれませんが、そうとは言えない現状もあります。

対象児童につきましては、これまでおおむね10歳以下の児童とされていましたが、山鹿においてはおおむね３年生までの児童という認識が強かったと思います。

改定されました子ども・子育て関連３法、第６条の３には、小学校に就学している児童とだけ明記され、すなわち６年生でも原則受け入れるということになりました。４年生以上は、部活動への参加などで利用する児童は多くはないかもしれませ

んが、夏休みなど長期休みのときの利用は増加するものと予測されます。

厚生労働省令第63号の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準によると、一つの支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とするとなっており、県のガイドラインでも集団の規模は40人程度までとし、一放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすると明記されております。

そういった要件をどのように捉え、今後の設置場所を決定していかれるのかをまずお尋ねいたしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

服部議員の一般質問の１点目、小学校規模適正化事業に伴う放課後児童クラブの設置等についてお答えいたします。

放課後児童クラブにおきましては、保育する児童数が１クラブ当たりの児童数基準を超えている場合を除き、原則として各小学校に１組織と規定しており、今回の基準条例においては、１クラブ当たりの児童数をおおむね40名以内としているところでございます。

議員ご指摘のとおり、このたびの小学校の統合に伴い、放課後児童クラブの統合や再編が必要となってまいります。ご質問の学校統合に伴うクラブの統合・再編につきましては、小学校の統合スケジュールと合わせて、小学校規模適正化事業を担当いたしております教育総務課、学校施設課と放課後児童クラブを担当しております子ども課で緊密に連携を取り合い、検討を行っているところでございます。

特にクラブの設置場所におきましては、児童１人当たりの面積要件、安全性の確保、小学校からの移動距離や移動手段、保護者の送迎の利便性などを勘案する必要がございます。こうしたことを念頭に置きながら、学校を含む既存の公共施設等の利用を中心に慎重に検討をいたしてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

小学校の規模適正化による新たな学校としてスタートした山鹿小学校の放課後児童クラブは、山鹿小学校周辺に２カ所、旧川辺小学校隣の川辺公民館に１カ所設置されています。合計で143名が利用しています。

学校が新築されたにもかかわらず、敷地内に設置できなかったことは大変残念に思います。放課後児童クラブへ行く道路の安全面も考慮するなら、敷地内の設置が最適だと考えるからです。現に合志市を例にとると、西合志東小学校敷地内には二つの施設があり、さらに２階建ての学童クラブ室の建設も一般会計で予算化されております。子育てのしやすいまちという政策を掲げ、きっちり予算をつけて整備しておられます。山鹿市も若い世代、子育て世代が定住できるようにと言うならば、保育園にしても、放課後児童クラブにしても安心して働くことができる環境を整えることは大変大きな意味を持ちます。

しかしながら、合志市を例に出しましたが、単に上物を建ててほしいと言っているわけではありませんし、こういうことが山鹿市に当てはまるとも思ってはおりません。統合によって使用しなくなった学校の利活用、そしてスクールバスの使用なども含めて、学校規模適正化推進事業とともに、放課後児童クラブが取り残されることなく、同時に計画していってほしいと言っております。

その中で､この運営主体は各クラブの運営委員会が行っているということですが、複数の運営委員会が一つの小学校のクラブになるわけですから、その組織も変わってくると思われます。

また、運営委員は地域の民生・児童委員、学校長、指導員、保護者など、さまざまですが、メンバーは委員長を初め、各委員も永続的に引き受けられるものではなく、当然委員の入れかわりがあります。そのとき、誰が委員長や委員になっても、放課後児童クラブの活動に支障を来すことなく運営がなされなければなりません。設置の主体は市にあるわけですから、そこはしっかりとイニシアチブをとって、山鹿市独自の運営のガイドラインやマニュアルを作成するといったことに取り組んでほしいと思います。

そういった全体的な指導や、運営へのかかわりについてお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

服部議員の２回目のご質問にお答えをいたします。

各放課後児童クラブにおいては、設立や運営に関しまして、地域の民生委員の皆様を初め、保護者、指導員の先生方が、さまざまなご苦労を重ねながら、実施されてきた経緯がございます。

それらを踏まえ、各クラブの特性を残しながら、市として統一するべき事項を判断し、運営の内容、利用料金、緊急時の対応方法、苦情対応等について、山鹿市独

自のガイドラインを作成するなど、市が主体的な役割を果たしながら、クラブ運営の支援をしてまいりたいと思っております。

また、放課後児童クラブの統合や再編につきましても、各クラブの運営委員会や保護者の皆様の意見を十分に伺いながら、小学校の統合準備委員会と合わせて進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

最初にご答弁いただいた中に、原則として各小学校に１組織とありましたが、合併統合すると、全て定員は超過することになりますから、その要件を満たす学校は一つもありません。組織を一つにして、分散したクラブをつくるのか、今のまま複数の組織でやっていくのかなど検討すべき課題は重要で、かつ心理的にもデリケートなところがあるのだと思います。

しかし、子どもたちと保護者が不安なく継続して利用できるようしっかりと方向性を定めて、早目早目の対応をお願いしまして、この件に関する質問を終わります。

続きまして、２点目、新焼却施設の熱再利用等について質問させていただきます。

皆様ご承知のとおり、山鹿市から出す燃やすごみの処理は、鹿央町にあります山鹿植木広域行政事務組合クリーンセンターで行われていますが、使用期限が切れることにより、平成31年からの稼働に向けて、新しい焼却施設の建設計画が進んでいます。

一番重要なことは、市民生活に支障が生じないように安全で安定した処理が行える施設整備を進めることですが、同時に余熱エネルギーの有効利用などを図り、地球に優しい自然環境と調和する施設整備を進めてほしいと思います。

余熱利用の形態は幾つかありますが、まず温水を利用した暖房と給湯です。これは焼却施設内の風呂場や給湯設備に供給するもので、暖房も施設内に限ります。

もう一つは、蒸気と温水を利用したもので、発電を初め、給湯、冷暖房、汚泥乾燥、道路凍結防止対策、いわゆるロードヒーティングなどがあります。

発電としての利用については、発電効率が23％を超える大規模な施設では、高効率ごみ発電施設として、国から交付金が受けられます。

しかし、規模が小さいと交付金を受けられないかというと、そうではありません。循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設は、施設規模により異なりますが、発電効率と熱利用率の合計であらわされるエネルギー回

収率10％以上の確保ができれば、交付対象施設となります。

焼却施設は、余熱発電して、施設内で使用した余剰の電力を電力会社へ売電するなどの有効利用を考えない限り、ほかには経済価値のあるものは生み出さず、経済性は専らごみ処理のコストを抑えるといったものだけにとどまります。だからといって、高コストのボイラーや蒸気タービン発電機を設置するというのではなく、小規模であるならば、バイナリー発電という選択もあると思われます。

バイナリー発電機を数台組み合わせることにより、ある一定の電力が得られると思われます。それでも、それ相応の設備の設置コスト、維持管理コストが必要となるために、費用対効果はしっかりと検討されなければなりません。

また、発電となると24時間連続運転が必要になる可能性もあり、今後の計画の中で、16時間運転なのかどうかも、そういった観点からも含めて、検討していただきたいと思います。

また、先ほど交付対象施設となるためには、10％以上という要件を満たすことが必要だと言いましたが、それを維持するためにそのほかの余熱利用が限られたり、電力会社の電気を組み合わせなければならない可能性も出てきます。

つまり、交付金を受けるための積極的な発電は、余熱で賄えるはずの施設内の電力を電力会社から買うことになるかもしれないということです。

計画では、来年度から設計に入ることになっています。エネルギー政策とも言えるこの余熱再利用は、先ほど言いました発電をするのか、しないのかなど、大きな選択をしなければならず、山鹿市の今後の環境保全、再生可能エネルギーについての考え方、方向性が問われていると思います。

現在のクリーンセンターの焼却能力は、１日当たり120トンですが、新しい焼却施設の焼却能力は旧植木町からのごみの量を差し引いたものに合わせた規模で設計されるものと思います。当然、規模は小さくなるわけですが、ごみの燃焼時には、必ず熱が生まれます。この熱を再利用することはお考えでしょうか。

また、再利用するならどういったものになるのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。幸村市民部長。

［市民部長　幸村　英星君　登壇］

○市民部長（幸村　英星君）

服部議員の一般質問の２点目、新焼却施設の熱再利用等についてお答えいたします。

焼却施設における余熱利用につきましては、議員ご指摘のとおり一般的に施設内

の給湯、冷暖房、発電などが考えられます。現在稼働中の山鹿植木広域行政事務組合クリーンセンターでは、隣接する福祉施設に対して温水供給を行っている状況でございます。

本市が計画しております焼却施設につきましては、旧植木町分の燃やすごみの減少などにより、クリーンセンターに比べ小規模な施設となることが見込まれますことから、余熱の利用方法につきましても一定程度制限されることとなります。

現時点におきましては、昨年度策定いたしました一般廃棄物処理施設整備基本構想に基づき、現在策定中の一般廃棄物処理施設整備基本計画の中で施設の概要を決定することといたしております。

したがいまして、その決定過程におきまして、余熱の有効利用等につきましても、総合的な観点から検討を加えてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

具体的には、まだこれから検討されるということで理解していいでしょうか。

余熱利用を望むものではありますが、福祉施設に対する温水供給や温水プールなどを整備することは、焼却施設の規模からも財政上からも、また管理運営上からも困難だと理解はしております。

それから、焼却施設には高い煙突がございます。現在は、この煙突から出る白煙は微細な水滴だということですが、この白煙を目立たなくするためには、そのための装置を設置したり、燃焼させて白煙を目立たなくさせるのですが、燃焼するためには、何がしかのエネルギーがまたさらに必要になってまいります。

しかし、この白煙防止にかける費用は丁寧な市民への説明で削減できるものではないかと思われます。現に山鹿校区長会や近隣住民に対しての説明会をこれまで12回及び福岡市の焼却施設などの先進地視察も３回行われており、理解は進んでいると聞いております。

今後も市政だよりや山鹿環境便などでの啓発をお願いします。

先月、福祉厚生常任委員会で岡山県赤磐市の焼却施設を視察してまいりました。以前は迷惑施設とされていた焼却施設でしたが、市民の理解を得られたのは一番は近隣住民との対話、信頼関係だったそうです。そのためには、情報開示も必要だと思います。また、広い敷地を利用して、多目的に使える芝生の広場や、足湯もつくられ、市民の憩いの場として無料で開放してありました。本来の施設建設を考える

と、本筋ではないと言われそうですが、案外そういった市民の要望に沿った附帯設備を整備されることで、市民の理解や協力が大きく得られることになるのではないでしょうか。

市民生活の中でよく話題に上るのは、資源ごみの回収についてです。大体どこも月２回で午前７時から午前８時までとなっております。最近は、箱もダンボール素材のものが多く、２週間でも結構ふえてしまいます。まして、回収日に雨でも降ろうものなら、さらに２週間もストックしなければならず、集合住宅では雨にぬらさないために、ベランダにも置けません。また、仕事の都合などで決められた時間帯に出せない方もおられます。市民には資源ごみの分別をしていただいているおかげで、燃やすごみは随分減っていると思われます。市民サービスの向上という面からも土曜日か日曜日を含めて、いつでも持っていけるような、そういった収集場所を焼却施設の敷地内に整備してほしいと思います。

ただ、新施設の完成は平成31年とまだ５年も先のことであります。できるなら、それまでもどこか場所を確保して、実現してもらいたいと強く要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、服部君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時51分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時05分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、太田黒　鐵郎君の発言を許します。太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

おはようございます。

17番議席、太田黒　鐵郎でございます。

通告のとおり、３件について一般質問を一問一答でお伺いしたいと思います。

先ほど横手議員からもありましたように、ここに登壇いたしまして10年間、いろいろなことを発言してまいりましたが、いよいよ今日で最後というようなことになりました。この次からは、新しい庁舎に移るわけでありますが、そのようなことを考えますと、大変名残惜しいような感じがするところでございます。

それでは質問の第１点目、特別会計への法定外繰り入れについてお伺いします。

合併後10年を迎え、昨今の社会情勢は大きな課題が山積しております。少子高齢化問題、人口減少の問題、景気低迷の問題、市税等の収入減少の問題、普通交付税の一本算定問題、多様化する住民ニーズ、このような重要かつ重大な問題は喫緊の課題であります。今後の行政運営がますます厳しくなる中で、どのように乗り切っていくかということは、市長のみならず議員全員が認識しているものと考えております。

そこで質問に入りますが、特別会計への法定外繰り入れであります。山鹿市は五つの特別会計、三つの企業会計がありますけれども、これを全部尋ねるには時間がありませんので、今回は国民健康保険事業特別会計と、農業集落排水事業特別会計、この２点についてお伺いします。

国民健康保険事業特別会計に対する一般会計からの法定外繰り入れは、平成25年度が２億7000万円、これから始まりまして、今年度の予算は３億4000万円と増額している状況にあります。一般会計本体はさきに申し上げたように、来年度から交付税の一本算定、いわゆる段階的削減を迎えます。これまでのように国民健康保険事業特別会計への安易な財政支援は困難であると考えますが、今後の山鹿市の国民健康保険事業の運営をどのように考えておられるのかお伺いします。

次に、農業集落排水事業特別会計でございますが、この法定外繰り入れでございます。このことにつきましても、前段の件と趣旨は同様ですが、まず農業集落排水事業特別会計の事業内容と過去５年間の法定外繰り入れの状況についてお伺いします。

部長答弁が、それぞれ部長からございますが、その前に通告はしておりませんけれども、市長がこのことについてどのような所感を持っておられるかお伺いします。通告をいたしますと、朗読になってしまいますので、市長の生のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの太田黒議員のお尋ねにお答えいたします。

法定外繰り入れにつきましては、基本的には特別会計独立採算であるべきであるという思いをいたしております。しかしながら、国民健康保険にいたしましても今日、私たちの山鹿市だけではなくて全国的にこの国保が抱える財政的な悩みといいますか、課題といいますか、困難性、そういったものは非常に大きなものがござい

ます。そういったことで、平成25年、平成26年、そういった多額の法定外繰り入れをせざるを得なかったという思いでございます。

しかしながら、こういった形で常に法定外繰り入れのみでやっていくということは普通ではないと、それは正規ではないという思いをいたしております。基本的にその税で賄っていく、それが大事であるという思いをいたしております。今後につきましては、その辺を十分加味しながら対応していきたいと思っております。

さらに農業集落排水事業につきましては、農村の環境整備ということで大きなこの山鹿市の課題であるし、方針であるという思いの中で取り組みを継続してきたところでございます。これにつきましても、この事業のあり方等につきましては、しっかりと見直しをかけておるところでございます。ご存じのように、中山間地あるいは、また集落から離れておる、そういった地域におきましては、合併浄化槽への移行等々、地元の意見等を十分拝聴しながら、検討を進めてきたところでございます。

そういった中で、今後につきましては大きな設備投資、そういったものも減少してくるわけでございますけれども、これまではそういった施設整備に大きな費用を必要としたと、そういったことでかなりの多額の法定外繰り入れをやってきたということでございます。

今後につきましては、そういった改善を図りながら、極力そういった繰り入れを少なくしていく、そういった方向にしっかりとかじを切っていきたい、検討を進めていきたいと、そんな思いでございます。

以上です。

○議長（藤原　弘君）

坂梨福祉部長。

［福祉部長　坂梨　真樹君　登壇］

○福祉部長（坂梨　真樹君）

それでは、ご質問の特別会計への法定外繰り入れについてお答えいたします。

まず、法定外繰り入れにつきましてでございますが、一般会計から特別会計への繰り入れについて、ご説明申し上げます。

この一般会計から特別会計への繰り入れには、毎年総務省から示される基準をもとにして、繰り入れる法定内の繰り入れと、法令上特段の定めがなく、基準として示されていない経費、例えば収入不足の補塡などのために繰り入れる経費などの法定外繰り入れの２通りがございます。

国民健康保険は、特別会計で運営されており、国・県等の負担金を除き、国保事業の財源は保険税で賄うことを原則としております。平成25年度及び平成26年度に

おきましては、収支見込みにおいて、財源不足が見込まれたところでございます。法令上、国民健康保険事業特別会計は、赤字決算が許されないために、一般会計からの法定外繰り入れを行うことで、黒字決算にできているものでございます。

なお、赤字決算を回避する手法としましては、繰り上げ充用もございます。こちらは、翌年度会計から前借りをするものでございます。ただし、翌年度に繰り上げ充用相当分の確実な歳入が見込まれる場合に行えるものであり、こちらは、財源の見込みがなく、選択はできなかったものでございます。

議員ご指摘のとおり、一般会計自身の歳入が削減されていく中、これまで同様に財源不足の全額を一般会計にお願いしていくことは、山鹿市の人口約５万5000人の中の国保被保険者約１万7000人、31％の方に支払われていることになりまして、公平性の観点からもさまざまなご意見があろうかと思われます。

ただ、国保制度は高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増嵩に加え、無職者等低所得者の増加といった構造的問題を抱えております。

山鹿市でもこれらの問題を背景に厳しい国保財政状況が続いているところでございます。

ちなみに決算状況で申し上げますと、平成24年度の決算におきましては、国保税の調定額18億2737万9819円に対しまして、収入済額13億9708万3653円でございます。収入未済額、つまり滞納額でございますが、４億47万5838円でございました。現年度の収納率は91.2％でございます。

平成25年度決算におきましては、調定額18億738万1211円に対しまして、収入済額13億8339万9325円でございました。収入未済額、いわゆる滞納額につきましては、３億5758万762円でございました。現年度の収納率91.9％でございます。

平成24年度と平成25年度を比較しますと若干の改善はしているところではございますが、これらのいわゆる滞納額の解消につきましても、十分に取り組んでまいる所存でございます。

また、国保事業の運営につきましては、健診等の事業や周知啓発を通した医療費の抑制、先ほど申し上げました保険税の収納率向上など、さまざまな取り組みに努力してまいります。

なお、現在、国保税率の見直しや健診などの保健事業の自己負担の見直しの検討を進めておりまして、今後、歳入・歳出両面での一層の経営改善を図っていくこととしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

原建設部長。

［建設部長　原　弘文君　登壇］

○建設部長（原　弘文君）

太田黒議員の一般質問の農業集落排水事業特別会計への法定外繰り入れについてお答えをいたします。

農業集落排水事業は、人口密度の低い農村部を中心に整備を進めているため、収益の確保が難しく、事業に対する歳入不足分を繰入金で補填し、差し引きの決算額を同額となるように一般会計との間で協議をしているところでございます。

過去５年間の法定外繰り入れ状況につきましてお答えをいたします。

平成21年度は４億2495万7000円で全体繰入額の60.6％となっております。平成22年度は４億6481万5000円で62％、平成23年度は４億2257万5000円で56．4％、平成24年度につきましては４億499万8000円で56.4％、平成25年度は３億9569万8000円で57.1％となっておるところでございます。

なお、繰入金につきましては、これまで実施してきました建設事業の起債の償還等に充てられておりますが、毎年度の起債の借入額を抑えることで、起債残高の減少を図ってきたことによりまして、平成22年度をピークに年々減少傾向にあるところでございます。

繰入金につきましては､ただいま申しましたように年々減少をしてはいるものの、依然として高い水準で推移している状況でございまして、収益の確保をより図るため、昨年度から使用料の徴収業務を民間に委託し、徴収率向上に努めておるところでございます。

また、整備済み地区に対しましては、広報や訪問等によります接続の推進をお願いをしているところでございます。

さらに、生活排水処理につきましては、今年度より集合処理で行う農業集落排水事業から、個別処理の合併浄化槽設置整備事業に転換をしているため、建設事業に伴います起債の償還額が減少することで、今後の繰入金の減少を見込んでいるところでございます。

今後は使用料金の徴収率のさらなる向上や整備済み地区の接続の推進を図り、安定した健全財政を目指して努力していきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

法定外繰り入れ、いわゆるこれは赤字補填でございます。国民健康保険事業、今

説明があったように、１万7000人というようなことでございます。全人口の31％というようなことですから、これは公平性から言うと、公平でないというような、ここが一つの問題点があるというようなことです。

それから、３月議会の私の発言の答弁で、法定外繰り入れの軽減対策として、いろいろジェネリックの問題とか、それから収納率向上とか、いろいろそういうことと、滞納の徴収を進めるというような答弁がございました。もう半年になるので、この経過と思いましたけれども、何さまあと二つ時間内に終わらんようでございますので、ここはもうカットいたします。

農業集落排水におきましても、軽減対策というようなことで、まだ尋ねるところがありますけれども、これを聞きよったら長くなりますので、ここでもう終わりたいと思いますが、とにかく、こういうことを質問する者は余りおらんけれども、嫌われるというようなことは考えて質問しよっとでありますけれども、私たちは住民代表というようなことで、選挙で選ばれた議員というようなことでありますので、議会にはいろいろな権限をいただいておるというようなことで、自治立法権と監視権とか、議決権とか、いろいろそういうものがあるわけでございますけれども、いわゆるチェック機関というようなことでありますので、やっぱりいろいろな問題でチェックをしていく必要があると。チェックアンドバランスというようなことが言われておりますように、チェックしながらバランスのとれた市政運営ができるようにしていかなくてはならないというようなことでございます。

この法定外繰り入れというのを全部ちょっと計算してみますと、30億円以上ぐらいあるというようなことですから、それぞれにやはり努力しておいて、これを軽減していただくならば、まだ相当投資的経費あたりに使われるのではなかろうかなというようなことを考えるわけでございますので、その辺をよくお考えの上、それぞれの担当の方々がやっていただきたい。とにかく自分の部署だけを考えることじゃなくして、市全体の大局を考えて執行していただきますようによろしくお願い申し上げます。

この点はこれで終わりたいと思います。

次に、２点目の総合窓口の民営化の取り組みについてでございます。

財政事情が今後大変厳しくなる中で、考えていかなければならないことは、行政サービスの改革、業務の改革とか、それから業務の効率化などであると思います。

山鹿市では合併当時の職員数は行政職が710人、病院が155人、全部で865人でありました。平成26年の４月１日現在では、行政職が537人、173人の減、それから病院が238人、83人の増となっております。このように、職員数が少なくなる中で、市民サービスの多様化、分権改革による事務量の増大というようなことが言われるわ

けでございます。サービスの向上と行政構造の効率化を実現しなくてはならないと考えておりますけれども、最近、いろいろな自治体で窓口サービスの民営化が顕著になってきております。先日、私は上天草市の窓口業務の民営化を視察してきました。ここは、５社の応募があって、プロポーザル方式ということで選んだというような話でございます。いろいろ中身を聞いてみますと、非常に好評であるというようなことで、特に一から十まで申し上げませんけれども、接遇面が非常にすぐれているというようなことで、市民の方々が窓口に来て、非常に満足されるというようなことであります。かえって市民から今までおった職員は何しよったんですかというようなことで、指摘を受けて、非常に職員も緊張感が出てきたように思いますというようなことです。

ほかにもいろいろいい点はいっぱいあります。悪い点は何かないですかというようなことで尋ねましたけれども、悪い点というのはありませんというような話でしたが、何かあろうというようなことを尋ねますと、これをやろうというようなことで議会にかけたときに、議会からこれは個人情報とか何とかは問題はないかというような指摘を受けたというような話でございましたそうですが、やり始めてみますと、そういうことは一切まだ今のところ問題はありませんというような話でございました。

このようなことで、具体的には申し上げませんけれども、今度は新しい庁舎もでき上がっておるわけでございますので、本市でもこのような窓口の民営化というようなことをどういうふうに考えておられるのか、どういうふうに取り組もうと思っておられるのか、まずお伺いいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。幸村市民部長。

［市民部長　幸村　英星君　登壇］

○市民部長（幸村　英星君）

太田黒議員の一般質問の２点目､総合窓口の民営化についてお答えをいたします。

近年、市民サービスの多様化に伴う行政分野の拡大、専門性の高度化、また、職員数や経営資源の減少などを理由に、公共の担い手としての民間活力の導入が積極的に推進されている状況です。

本市におきましても、行政改革大綱及び財政構造改革大綱を策定し、公共施設への指定管理者制度の導入を初め、老人ホームの民間への移譲など、施設管理を中心として民間活用の推進を図ってまいりました。

ご質問の総合窓口の民営化への取り組みにつきましては、まずは市民課窓口業務の民間委託推進を基本といたしまして、すぐれたノウハウと専門性・柔軟性をあわ

せ持つ民間の活力を生かし、一層の市民サービスの向上と行財政改革の推進を図るため、現在、民営化へ向けた準備を進めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

ただいま答弁いただきまして、窓口の民営化というようなことに既に準備を進めているということでございますので、お尋ねしますけれども、業務内容についてでございますけれども、どのように、どの辺まで範囲を考えておられるのか、その辺をお伺いすること。

２番目に、自動給付機とか、こういうことを設置されている自治体があるというようなことで聞いておりますけれども、こういうことはどういうふうに考えておられるのか。これを設置することによって、申請書の記載が要らんとか、それから本人確認行為が不要というようなことで、市民の負担が軽減されるというようなことをよその自治体では考えて、やっておられるようでございますので、こういうことをどういうふうに考えておられるのか。

また、コンビニでの交付はどういうふうに考えておられるのか。山鹿市にもはっきり知りませんが、10カ所以上ぐらいコンビニがあると思います。ここでこの交付ができるというようなことになれば、時間外や休みの日など大変便利になると思いますが、この辺につきましてどういうふうなお考えを持っておられるかお伺いいたします。

○議長（藤原　弘君）

幸村市民部長。

［市民部長　幸村　英星君　登壇］

○市民部長（幸村　英星君）

総合窓口の民営化についての２回目のご質問にお答えいたします。

まず、現在計画いたしております民間委託の業務内容につきましては、窓口関連業務のうち、住民票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑証明書等の交付を初め、転入・転出等に伴う住民異動届に関する業務、庁舎を案内するフロアマネジャー及び申請書の記載補助を行う窓口アシスタントなど、市民課窓口業務の多くを委託する予定でございます。

なお、戸籍届け出に関する業務につきましては、機密性の高い個人情報を取り扱うことから、従来どおり職員が対応することといたしております。

次に、各種証明に係る自動交付機の設置及びコンビニ交付についてでございますが、現在、本市におきましては、毎週木曜日午後７時まで市民課窓口を延長し、業務を行っているところでございます。今後は、より一層の市民サービスの向上に資するため、全国各地のコンビニで最大午前６時30分から午後11時まで証明書の取得が可能なコンビニ交付を、議員ご指摘のとおり確かにメリットはございますけれども、利用時間が開庁時間に限定される自動交付機の設置よりも優先して推進してまいりたいと考えております。

このコンビニ交付につきましては、現在、国が進めております社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に基づき、平成28年１月から国民一人一人に個人番号カードが交付が予定されておりますので、このカードを利用したコンビニ交付の導入を計画しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

どうも答弁いただきましてありがとうございました。

大分計画が進んでいるようでございます。冒頭申し上げましたように、今後、行政サービスの改革ということは必要不可欠ではないだろうかと思います。今度、新しい庁舎も来月は完成をいたします。ぜひ、窓口サービスを民営化して、新庁舎を案内するすばらしいフロントマネジャーなどをつけて、市民の来庁者に満足度を高めていただきますように、衷心よりお願いを申し上げまして、２点目の質問を終わります。

次に３点目でございますが、農林道並びに市道整備の進捗状況についてお伺いします。

私は、このことについては、平成24年の６月議会で質問しております。部長の答弁では、今後農林道の未整備地区の舗装計画につきましては、市民の生活に密着した必要性や利用度の高い道路を優先しながら、３年をめどに進めてまいりますという答弁があっております。今年で丸２、３年になりますけれども、この進捗状況はどのようになっているのかお尋ねします。

それから、建設部のほうでございますけれども、市道の整備、それから維持というようなことで、いろいろな方々から多くの要望等があっておると思いますけれども、その要望あたりをどういうふうにやっておるか、その辺をお尋ねをいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。栃原経済部長。

［経済部長　栃原　栄一君　登壇］

○経済部長（栃原　栄一君）

太田黒議員の一般質問の３点目、農林道舗装の進捗状況についてお答えいたします。

初めに、本市で管理しております農道は、149路線70.2キロメートルで舗装率は82％でございます。

農道の舗装状況につきましては、市の事業により平成24年度に７路線1193メートル、平成25年度に11路線1572メートルを舗装しております。さらに、農地・水保全管理支払交付金事業により、平成24、平成25年度に、1214メートルを舗装しております。

今後の農道舗装計画につきましては、限られた中ではございますが、農道を利用される住民の皆様の安全性を確保するために、農作業に支障のある路線を優先しながら舗装整備を進めてまいります。

さらに、先ほど申しました農地・水保全管理支払交付金事業が本年度より移行しました多面的機能支払交付金事業で農道舗装が可能でありますので、未加入地区の加入推進を図り、舗装整備を進めてまいります。

次に、市が管理しております林道は、55路線140.6キロメートルで舗装率は65％でございます。

林道の舗装状況につきましては、市の事業により平成25年度に竹の山線と竹の谷線の２路線、延長で2600メートルを舗装しております。

さらに、林道・作業道等の生コンクリート舗装を行う原材料支給事業により、平成24年度に地元要望箇所の調査を行い、平成25年度から３カ年間で完了するように事業箇所と１カ所当たりの打設量を増加しまして、舗装延長を伸ばす取り組みを行っております。

今後の林道等の舗装計画につきましては、原材料支給事業により林道を利用される皆さんの安全性を確保するために、地元関係者のご協力を得ながら、緊急性・必要性を考慮しまして、生コンクリート舗装整備を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。原建設部長。

［建設部長　原　弘文君　登壇］

○建設部長（原　弘文君）

太田黒議員の一般質問の３点目、市道要望路線の取り組みの現状についてお答え

をいたします。

本市で管理しております市道は、平成26年３月現在で、1749路線、1010キロメートルで、１年間で各地区からの要望などをいただいている件数は約400件になります。

要望の内容につきましては、平成25年度を見てみますと、車の離合困難等による道路改良工事の要望が10路線、舗装、排水構造物の老朽化による亀裂・破損箇所の維持補修工事などが150路線、また、交通の安全を確保するためのガードレール等の安全施設の要望が50路線、その他の要望として約190件を提出いただいているところでございます。

整備の状況としましては、それぞれ内容も異なりますが、危険を伴い緊急を要する案件につきましては、早急に補修対策を行っている状況でございます。

道路改良工事や維持工事が必要な路線につきましては、現地の状況や要望内容等を十分検討し、優先順位により整備を進めておるところでございますが、警察などの関係機関との調整を初めとし、測量設計、地元説明、用地取得、そして工事と、完成までには手順を踏んだ各種の作業が必要となってまいりますので、数カ年の年次計画により整備を進めているところでございます。

今後も、市民生活の向上と安全・安心を確保するため、要望内容を十分検討し、整備を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

今の答弁で、農林のことですけれども、農林道の舗装率が82％ということは、残りが18％になります。それから林道は65％が舗装率というならば、残りが35％と。平成25年度から３年間で完了するように事業箇所を１カ所当たりの打設量をふやしながら、舗装延長を伸ばす取り組みを行っているところでありますというようなことでございました。

それでは、平成25年から３年間というと平成27年までと思いますけれども、平成27年までに100％完了できるというようなことだろうと受けとめましたが、そういうことでよろしいかどうか、その辺をお尋ねします。

それから、市道のほうですけれども、いろいろな要望があって、全部で400件の要望があっておるというようなことです。数カ年の年次計画により、整備を進めているところでありますということでございましたが、これは数カ年とは何年のことか。

数カ年ではなかなかわからん。数カ年は何年で、この400件の要望が大体終わるのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。栃原経済部長。

［経済部長　栃原　栄一君　登壇］

○経済部長（栃原　栄一君）

太田黒議員の２回目の平成27年度までの３カ年間で舗装整備が100％できるのかについてお答えいたします。

林道整備事業につきましては、先ほど申しましたように平成24年度に地元要望調査を行い、要望のあった箇所につきまして平成25年度より３カ年間で完了するように進めているところでございますが、農林道の舗装の100％につきましては、全地区舗装状況として終わるというのは難しゅうございます。ただし、先ほども申しましたように、地元からありました要望箇所、緊急性のある箇所、そういうものにつきましては、地元要望の全地区について対応できるというふうに考えております。

今後も限られた中ではございますが、市民生活に密着した必要性や利用頻度の高い道路を勘案し、地元要望に沿いますよう今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（藤原　弘君）

原建設部長。

［建設部長　原　弘文君　登壇］

○建設部長（原　弘文君）

２回目のご質問の数カ年とは何年なのかというご質問でございますが、路線につきましては、現地の状況、それから延長、要望内容等を十分検討した上で、用地取得の進みぐあいあたりを考えたところで、３年もしくは５年ぐらいの年数をもって整備を進めているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

農林道のほうは、一応要望があったところというようなことで、そこは100％できるというようなことでございます。また、次々に要望が出るかもしれませんけれども、できる限り市民の要望に応えていただきたいと思います。

それから、市道のほうにつきましては３年から５年というようなことで、はっきりはわかりませんけれども、とにかく今までずっと一般質問をしてきたけれども、そういうことでなかなかはっきりした線が出ない。検討しますとか、そういうことで考えておりますとかいうようなことばかり。こういうことばっかり言いよっても、やっぱり一般質問の意味がないというようなことを思うわけでございますので、やはり一般質問の答弁につきましては、私たちも発言につきましては、責任持って発言する。それから、議員として最終的な採決のときに反対か賛成かというようなことも、どういうことで賛成した、どういうことで反対したということはちゃんとそれは説明のできるようなことでやっておりますが、やはり執行部のほうは、その辺を考えながら、異動になっておいて、変わったならば忘れたようにしといて、うちで一番長いのは４年ぐらい前から要望しておるけれども、まだ何もないというようなことですが、今、またお願いに何回も行かないかん。お願いに行くと今度は異動して新しくなった人たちは、引き継ぎはしてあるというようなことは思いますけれども、俺は知らんというような感じのところが非常に見受けられるというようなことですから、そういうことでなくして、やっぱり答弁した以上は確実に実行できるように、心からお願いを申し上げるところでございます。

時間も迫ってまいりましたが、ひとつこれは提案でございますけれども、これは市道の問題ですが、ある自治体で道路施設包括管理検討事業というのをやっておると。これはどういうことかというと、いろいろな業者、それから例えばうちのほうで言うならば、岩野地区、大きくか小さくかわからんけれども、岩野地区ならば岩野地区、これだけ全部を３年間というようなことで、プロポーザル方式で、私はカーブミラー磨きから、それからガードレール磨きから何もします。畦畔の草も刈ります、どういうふうにしますというようなことで、全部出させておいて、そうしておいて、そこで選別をしておいて、委託をするというような方法でございます。３年間の契約というようなことでやっておるわけでございますけれども、いつも話に出ますように、もうやはり過疎高齢化というのは非常にどこでも、特に山鹿市も、うちあたりの山つき、菊鹿、あるわけでございまして、道路作業あたりにもなかなか出ることができんというような人が多くなって、毎年毎年、作業をする人が減ってしまいよるというようなことですから、この辺で考えていただいて、知恵を出して、そういうことをしていただくと非常にこれは、市民の方々が喜ばれるのではなかろうかと、側溝から塀から何から全部一応受け渡すというようなことでしますと、もうこっちのほうは、時々監督ぐらいでよくなかろうかなというようなことを思いますけれども、中身はいろいろその地域で違いますので研究されて、こういうことも考えていただきたいというようなことと、もう一つはインフラ管理ボランティア

制度というようなこともやっておるところがございます。インフラとは何かといいますと、これもところどころでいろいろ違うかもしれませんが、道路とか公園とか、橋梁とか、それから下水というようなところの整備をボランティアでやるというようなことで、市民から募集して、そしてその地域地域で担当を決めて、そしてボランティアでやっていただくというようなこと。これはなかなかそういうことでボランティアの方々が集まるかどうかわかりませんけれども、そういう方法でやりよる自治体もあるというようなことですから、これは主に市道のほうというようなことを思いますけれども、農林道もそういうことでできますならばいいけれども、それぞれそういうことで、やはり知恵を出して、これこそ検討をしていただきますようにご提案を申し上げまして、今回の私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、太田黒君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は１時から再開いたします。

午前11時56分　休憩

―――――――――――――――○―――――――――――――――

午後０時58分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

こんにちは。

寂しい限りでございますけれども、めげずに頑張ります。議席番号２番、冨田　弘海です。

通告により一般質問１件、指定管理者制度についてお伺いします。

市の施設運営には、直営や一部管理委託などがあるかと思いますが、今回は指定管理している公の施設について、質問をさせていただきます。

平成15年度、地方自治法改正により、本市におきましても、平成17年９月から条例が施行され、平成18年４月から多くの施設が指定管理者制度に移行しています。

１回目の指定管理者制度導入に際しましては、これまでの施設を管理委託してきた第三セクターや地域振興公社に配慮しながら、その多くが非公募により選定されたものと思っております。

そして、２回目からは公募方式により、多くの施設で指定管理者が選定されてお

ります。指定管理者制度に移行し、既に８年が経過しております。

そこでお尋ねします。

１点目、現在指定管理している公の施設数について。

２点目、公募と非公募の施設数の内訳について。

３点目、非公募の施設にはどのような施設があるのかについてお尋ねします。

１回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

冨田議員のご質問、指定管理者制度についての１点目、現在指定管理している公の施設数についてお答えをいたします。

指定管理者制度につきましては、民間の能力を活用し、住民サービスの向上とともに、経費の節減等を図ることを目的としまして導入しているところでございますが、本市において、指定管理者に管理をさせている公の施設は、現在41施設であります。

ご質問の２点目、公募と非公募の施設数の内訳につきましては、現在、指定管理者に管理をさせている公の施設の41施設のうち、公募による指定管理者の施設は28施設、非公募による施設は13施設となっております。

続きまして、ご質問の３点目、非公募の施設にはどのような施設があるのかについてお答えをいたします。

現在、非公募による13施設は、主に地域住民の方が利用されている公民館的施設８施設のほか、農産物加工施設、バスセンター待合所棟、同物販棟、八千代座及びさくら湯となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

公募によるものが28施設、非公募によるものが13施設ということで、制度の目的であります民間活力の導入、行政経費の節減、そして住民サービスの向上など、一定の成果を上げているものと思っております。

そこで２回目の質問は、非公募で指定管理者に管理させている施設は、どのよう

な条件に基づき定めているのか。また、今後も継続して非公募扱いにし、指定管理者を選定していくのかお尋ねします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

２回目のご質問、非公募としている基準及び今後の選定方法について、お答えをいたします。

指定管理候補者の選定につきましては､公募によることを原則としておりますが、その設置目的を効率的かつ効果的に達成するため、特に必要があると認められるときに限り、非公募によることができるものとしており、個々の施設ごとの性格、機能、利用実態等を勘案した上で、公募・非公募の判断を行っているところであります。

また、指定管理者による管理には３年もしくは５年の期間を設けておりますが、その期間が満了した場合には、改めて指定管理者を指定する必要がございます。その際の選定方法についても、その時点における施設個々の現況を考慮し判断すべきものであり、必ずしも当該非公募による選定が継続して行われるとは限らないものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

答弁、ありがとうございました。

３回目の質問をします。

非公募の条件については、社会、経済情勢の変化などにより、時として改革が必要になるかと思います。また、制度改正から10年以上経過していますので、地域の実情等に合った見直しも必要と思っているところです。

山鹿市内にあります公の施設の指定管理者の状況は、市内に住所を有する第三セクター､地域振興公社､地元事業者などが多くを占めており､そこで働いている方々の多くが山鹿市民でもあることから、重要な雇用の場となっていると言えます。その一例として、菊鹿地域には、矢谷渓谷キャンプ場と、奥矢谷渓谷公園マザーネイチャーきらりの２つが、また鹿北地域に、岳間渓谷キャンプ場があり、三つのキャンプ場とも公募により指定管理者が選定されております。

特に、奥矢谷渓谷公園マザーネイチャーきらりについては、限界集落の一つでもある番所地区住民から構成された団体が管理を委託されており、その団体は、公園管理は言うまでもなく、地域密着型で耕作放棄地や福祉対策などへの積極的な取り組み、他の団体とも連携した都市と農村の交流への参画、そして雇用の場の創出、高齢化対策、生きがいづくりの場となっており、今では地域づくりになくてはならない団体となっています。

このような三つのキャンプ場とも地元雇用を優先した経営がなされており、中山間地域における貴重な雇用の場となっております。

私は、ただ単に指定管理を公募扱いにするのではなく、一定条件を満たす団体や組合については、非公募扱いとし、地域の活性化を図ることも重要ではないかと考えるところです。そこでお尋ねをします。

公募、非公募の判断については、施設を所管する部署がその施設の設置目的に沿って、一定条件に照らし合わせ判断されると思いますが、地域に対する指定管理者の貢献度やかかわりなどについて考慮しながら選定することも必要と思います。指定管理者の非公募について、市長の思いをお尋ねし、私の一般質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの冨田議員の３回目のご質問、地域貢献等による指定管理者の非公募について、お答えいたします。

指定管理者制度については、民間の活力により施設の設置目的を効果的に達成することが最たる目的であり、本市における指定管理者制度の導入についても一定の効果を上げているものと考えております。

その指定管理者の選定については、公募によることを原則とするところでございますが、例えば地域コミュニティーの拠点である公民館的施設、国指定の重要文化財である八千代座など、ある種の特色を有する施設については、その性格等に応じて、単なる価格競争ではなく、行政施策上望ましいと考えられる者を選ぶ必要があり、非公募による指定管理者の選定は、その方法の一つとして意義がございます。

もちろん、公募による施設につきましても、住民の平等な利用を確保し、施設の効用を最大限に発揮させるといった事業計画の充実度のほか、地域に対する貢献度やかかわりなどについても、審査の際の重要な視点として考慮されるべきものと考えております。

今後につきましても、制度の適切な運用に努めますとともに、施設における指定

管理者の選定に当たりましては、公募・非公募の判断を含め、地域の実情、雇用状況等も加味した上、そのあり方につき、熟慮してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

以上で、冨田君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、池田　誠一君の発言を許します。池田君。

［12番　池田　誠一君　登壇］

○12番（池田　誠一君）

皆さん、こんにちは。

12番議員、池田　誠一でございます。

質問に入らせていただきます前に、資料の配付をお願いしたいと思いますので、議長の許可をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［職員配付］

○12番（池田　誠一君）

久方ぶりの、外は本当にすばらしい天気ですけれども、本当に８月は天候不順で農作物等にはさまざまな影響が出ている部分もあるかと思います。これから先、山鹿のいろんな農業問題等々につきましても、少しずつ影響が出てくるのかなというふうに思いますけれども、今日、明日、明後日と天気がいいようでございますので、この天気が長く続いて、一刻も早い形になることを願っております。

では、通告に従いまして、２点お伺いをしていきたいと思います。

まず、教育問題についてと、そして防災関係について、この２点を一問一答方式で質問させていただきたいと思います。

教育問題につきましては、概略の質問内容でございますけども、実は２点ほど細かく分けております。１点目でございますけども、これは今皆さん方のお手元のほうに配付しております小学校部活動が今まで学校の部活動として運営されておったものを、社会体育へ移行しようという県の方針を踏まえての質問でございます。

まず、１点目の質問でございますけれども、この県が示しをされた小学校における体育部活動の基本、社会体育への移行というものは、どういったものであるのか。また、どういった形の中でそういう方針を出されたのかお伺いをいたします。

２点目でございます。これも以前、熊日新聞のほうで提言されていたわけでございますけれども、ゆとり教育からいろんな弊害が出てきたということで、授業日数

が足りなくなった。そのことにおいて、この県下の市町村において、幾つかの市町村が土曜日授業を行うという旨の新聞報道がなされておりました。その件につきまして、この県下において、どれぐらいの市町村がこの土曜教育を開始しているのかお示しをいただきたいというふうに思います。

以上、１回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。熊野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　熊野　浩君　登壇］

○教育部首席教育審議員（熊野　浩君）

池田議員のご質問、教育問題についてお答えいたします。

まず、小学校運動部活動の方向性についてご説明いたします。

運動部活動は、児童生徒の生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、学校や学年を超えて自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、仲間や教師との密接な触れ合いの場として大きな意義を有するものです。

しかしながら、少子化による部員数の減少、指導者の不足、教職員の異動により指導者がいなくなる、ニーズに対応できていない、つまり、入りたい運動部がないなど多くの課題が生じているとともに、教職員の多忙感の大きな一因となっております。

このような実態から、県教育委員会が小学校運動部活動を社会体育に移行していく考えを明らかにしたところです。これに対しましては、校長会やＰＴＡ組織への意見聴取でも一定の理解を得られております。本市といたしましても、同じような実態や課題を抱えておりますことから、小学校の運動部活動は転換期を迎えていると捉えております。それぞれの学校の実態に応じて、保護者の意見も十分に伺いながら、社会体育への移行が可能な地域、学校、種目から順次移行を進めたいと考えております。

次に、県下における土曜授業の現状についてお答えいたします。

学校教育法施行規則の改正に伴い、平成26年度より、子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして市町村の判断により、土曜授業を行うことが可能となりました。土曜授業の頻度は年間１回から10回程度で、現在、水俣市、菊池市、上天草市、阿蘇市、大津町、産山村が土曜授業を実施しております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

池田君。

［12番　池田　誠一君　登壇］

○12番（池田　誠一君）

２回目の質問をさせていただきます。

ただいま答弁をいただいたわけでございますけども、この小学校部活動の社会体育への移行ということで、問題とされるべき点というのが、私の中で幾つかございます。

その点を指摘し、またお答えいただければ幸いかなというふうに思っております。

私が考えておりますことは、この小学校の部活動というものが、今本当に当市の学校内において、どれぐらいの割合の児童の子たちがこれに参加といいますか、加わっているのか、まずはお聞きをしたいなというふうに思いますし、またこの社会体育に移行するにおいて、その移動手段であるとか、それに係る経費というものも発生するかと思いますけども、その点について本当に当市として可能なのかということも問題視したいというふうに思っております。

それから３点目です。これが一番私が大事に思っていることなんですけども、今、小学校の子どもたち１年生から３年生までは、先ほど服部議員のほうからも質問ありましたが、どうしても自宅ですぐ迎えることができない子たちに対して、学童保育、すなわち放課後児童教育ということで、放課後児童が行われているわけでございますけれども、その子たちは当然、そこで共稼ぎであるとか、そういったご両親の家庭の事情等で午後６時まで見られて、それから迎えにいくことができると思うんですけれども、この小学校部活動が４年生から５年生まで今、入ることができております。そういう子たちが、社会体育へ移行することによって、部活動に入れない、そしてまた、社会体育へ移行できない子どもたちが出てくるかと思うんです。その受け皿的部分をどうするのかということも心配でなりません。特に、先般痛ましい事件が起こりました広島市の自宅の前で監禁、拉致をされたという小学校５年生の児童がおられたんですけれども、今、いろんな大人がいるわけでございまして、そういうことが表沙汰になっている以上、やはり自分の子どもが家にも誰もいない中で、歩いて帰ること、そのことが本当に安心して子どもを任せることができるのかな、学校に行かせることができるのかなと思ったときに、その受け皿となっているのが一つは、学校における運動部活動であろうというふうにも思っております。部活動に参加している子どもたちは、やはり冬場であると午後６時ぐらいまで、夏場であると午後７時ぐらいまで先生は大変でしょうけども、一生懸命自分の学校のいろんな大会に向かって、自分の誇りを持って、部活動に邁進しているということから考えますと、大人も保護者も、また午後７時ぐらいに迎えにいけばいいのねと

いうことで、安心できるんですけども、それがなくなるとなると、やはり長い通学時間を歩いて帰っていく、そしてまして人家がいっぱい存在するところであるならばいいんですけれども、なかなか人家もない、そしてまた、周りに何もないようなところを歩いて帰らなくちゃいけないとなりますと、やっぱりそこはそこで保護者としては心配な面が出てくるんじゃないかなというふうにも思いますので、その辺の対策をこれから先、もし本市がこの社会体育へ移行するという方針をとられるとするならば、どのようにお考えなのかお伺いをしておきたいと思います。

それから４点目でございますけれども、社会体育へ移行するにおいては、その問題点というのは、その中でありましたけども、勝利至上主義というのが今、物すごく問題化されているということも言われました。先生たちの思いというものが、やはり子どもたちを勝たせることという上において、この勝利至上主義がなされるものと思うんですけれども、社会体育へ移行して、例えばクラブチーム主体の運動部になりますと、学校以上に勝利至上主義の面が出てきはしないかな。やはり、今幾つかのクラブチームも存在されているわけですけれども、特にサッカーチームでは、当市でも行われています。そういうクラブチーム等に入っていますと、やはり勝つことが自分たちのステータスになってきますので、より一層の勝利至上主義に入っていきはしないかという懸念も持たれます。そして以前、この社会体育からのいろんな弊害を持って、学校部活動へもう一回変換したという県の経緯もございますので、その辺のところも踏まえて、もう一度当市としてはいろんな意味でも検証していただきたいなというふうにも思います。

次でございますけども、例えば学校行事等々重なった場合、社会体育へ移行したときに、そちらのほうにもダブルで対外試合とか入っていたとするならば、学校行事よりもそちらのほうに優先して参加してしまうという児童がふえるということも聞きました。そういった点をどのように捉えて、この社会体育移行へ考えておられるのかお伺いをしておきたいと思います。

それから、土曜授業のことですけども、今、幾つかの市町村がされたということですけども、当市としてそれに移行する意向はあるのか。そしてまた、これだけ授業日数が少ない、ゆとり教育の弊害ということで学力等の低下というものも見られるという話も聞きます。そういった点で当市としては大丈夫なのか、あわせてお伺いをしておきます。

以上です。

○議長（藤原　弘君）

熊野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　熊野　浩君　登壇］

○教育部首席教育審議員（熊野　浩君）

池田議員の教育問題についての２回目のご質問にお答えいたします。

まず、現在の小学校運動部活動への加入率は約67％です。通常は４年生からの入部が可能ですが、人数が少ないため、３年生からの入部となっている学校も幾つかあります。

次に、社会体育へ移行した場合の問題点についてですが、これから先、たとえ社会体育へ移行しましても、これまでの放課後の時間帯での活動をできるだけ維持したいと考えております。つまり、これまでの部活動の指導者が、教職員から社会人に変わるだけだと思っていただければいいかと思います。

そのためには、放課後の早い時間帯から活動できる指導者の確保が必要となってまいります。体育協会、総合型スポーツクラブなどと連携しながら、指導者の確保には全力を挙げたいと考えています。

また、社会体育に移行しましても外部指導者として教職員が指導することも可能ですので、専門的な技能を持っていて、熱意のある教職員の活用も考えられるところです。

一方で、社会体育に移行することで、かえって部活動が過熱するのではないかという心配があります。そのような状況にならないよう、県は市町村教育委員会、保護者、地域指導者などによる協議会の設置を提言しております。社会体育移行後もこの協議会において、活動状況を点検する必要があります。

先ほど出されましたように、幾つかの課題も出てくることが予想されますが、県教育委員会は、「保護者の負担増や送迎の問題が起きないようにする。各市町村と連携し、現在と同様に学校でスポーツを続けられる環境を確保する」と説明しております。学校統合による学校数の減少も見据えながら、県教育委員会としっかり連携し、十分な検討を行いながら、議員ご指摘の課題に対応できるよう、移行を進めてまいります。

次に、本市の土曜授業への考えについてお答えいたします。

土曜授業は通常の教科ではなく、地域や家庭と連携した行事などを充て、開かれた学校づくりにつながる機会とするように県から指針が出ています。実施校では、授業参観や道徳教育、地域の人を招いた授業などを開いています。

しかし、このような内容の授業は、現在も年間に数回ではありますが、本市でも各学校で実施しております。授業時数も２学期を３日間早めることで確保できており、また、現在土曜授業が実施されている現場の教員からは、かえって多忙感が増している、既にいろいろな社会教育関係の行事やスポーツの大会が入っているなどの意見も聞かれていますことから、今のところ本市では土曜授業を実施することは

想定しておりません。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

池田君。

［12番　池田　誠一君　登壇］

○12番（池田　誠一君）

教育問題に対しまして、３回目の質問をさせていただきます。

質問といいますか思いを込めてお伺いをしたいなというふうに思います。

この小学校の部活動の社会体育への移行ということで、今お答えをいただいたわけでございますけども、やはり64％の子どもたちが参加されているということですけども、もし万が一、社会体育へ移行できない子どもたちが半分近く、64％がもしできないとなりますと、その子たちがもし万が一、先ほど服部議員がおっしゃったような学童保育のほうに移行したとするならば、またそういったところでの施設の問題等が出てきはしないかなという危惧も持たれます。そういった中で、本当に子どもたちの一番の思い、そして安全性を考えたときに、やはりそういったところできちっとした対応を本市としての方向性を見出していただきたいなというふうに思いますし、そしてまた、やはりこの観点からいきますと、どうしても学校側、そしてまた教職員側の立場から、こういった方向性になっているとしか、ちょっと聞こえません。ですので、あくまでもやはり市長がおっしゃっています、子どもは山鹿の宝だ宣言、その宝、子どもたちが中心なんだよということと念頭に置きながら、これから先、この移行へ向かって一番本市の子どもたちにふさわしい形の中で、これを移行するとしても、ソフトランニング的な部分の中で行っていただきたいなというふうに思います。

以上、お願いと希望を申し伝えておきます。よろしくお願いします。

それから、土曜日授業のことですけども、それはそれで本当に山鹿市として対応できているということでございますので、安心して土曜日授業なしという形の中で、現状のままで頑張っていただければというふうに思いますし、また子どもたちの学力もお聞きしましたところ、よそよりもかえって今いい成績を修めているということでございますので、より以上のこの体制の中で子どもたちがよりすばらしい道へと導かれることを心から祈りたいというふうに思います。

以上で教育問題については質問を終わらせていただきます。

続きまして、本市の防災対策についてお伺いをいたします。

これも先ほど新聞でありましたように、皆さんにお配りした中で、県下では１万3490カ所の危険地域を指定したというふうに書いてございます。また、特別警戒は

6537カ所というふうに書いてありますけれども、本市としてその危険箇所はどれぐらいあるというふうに把握されているのか、そしてまた土砂災害の警戒区域としては、どれぐらいなのか。また、最も危険な区域として指定されております、すなわちレッドゾーンというもの、土砂災害特別警戒区域はどれぐらいあるのかお示しをいただきたいと思います。お示しできなければ仕方ございませんけども、もしわかればお願いを申し上げたいなと思います。

以上、１回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

ご質問の本市における土砂災害危険箇所の状況について、お答えをいたします。

土砂災害危険箇所は、土砂災害のおそれがある箇所の確認、土砂災害への備えや自主避難の目安として公表されており、本市には平成26年９月１日現在で土石流、地すべり及び急傾斜地を合わせまして664カ所がございます。

この土砂災害危険箇所につきましては、土砂災害防止法に基づき、現在、熊本県土木部で調査を行い、土砂災害のおそれがある区域の土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンと、建物など住民に大きな被害が生じるおそれがある区域である土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンとに指定していく作業が順次進められております。

本市では、平成26年９月１日現在で453カ所が指定されており、熊本県土木部によりますと、平成29年度までに全ての指定を終える予定と伺っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

池田君。

［12番　池田　誠一君　登壇］

○12番（池田　誠一君）

ありがとうございました。

２回目の質問をさせていただきたいと思います。

いろんな災害等出るわけでございまして、本年度も本当に先ほどから申し上げましたように天候不順等々で当市においても、すごい量の特別的な雨も降った記憶もございます。より以上に日本国においてもいろんな災害が出ております。特にひどかった広島市の災害、これは現地に行かれた議員さんもおられるということで、ちょっと写真等見せていただいたんですけども、本当にすごい災害が起こったんだな

ということで、改めて感じておりますし、またお亡くなりになられた方々に心よりご冥福を申し上げたいというふうにも思います。

そういったことで、本当に日本中、あちこちでいつ起こるかわからない災害が起こっているわけでございまして、当市においても以前は大雨による水害といいますか、冠水による水害が主だったわけでございますけれども、これは本当に河川改修等々で岩野川の全面河川改修、そして内田川の全面河川改修等で大きな被害が今のところここ十数年出ていないのも事実だろうというふうに思います。しかしながら、この災害というのは、いつ起こるかわかりません。そしてまた、そういった方々に先ほどおっしゃいました地域の方々が、この土砂災害というものは、要するに冠水以上に命そのものを奪ってしまう、最も危険な災害であるというふうに認識をせざるを得ないというふうにも思います。

そういった中で、当市としてこの土砂災害の危険区域にある方々に、あなたたちの地域は危険箇所ですよということを、その地域の人たちが認識されているかどうかもあわせてちょっとお伺いをしたいなと思いますし、そういった人たちに、どうやった形の中で、もし万が一のとき、危険でありますよということを通達、伝達をされるのか、当市として方法をお聞かせをいただきたいなと思います。

昨日、一昨日だったんですけども、土曜日にちょうどＮＨＫをつけておりましたら、その放送があっておりました。問題点が幾つかございまして、昨年度から今年にかけて、災害に遭われた80市町村のアンケートということで出ておったんです。そのときに、問題点として挙げられておりましたのは、余りにも多くの情報が寄せられるために、それに対応し切れない。消防であるとか、河川局であるとか、県の消防課であるとか、いろんな今インターネットの通報であるとか、そういったのに追われて、対応し切れないという問題点が挙げられていました。２番目に、避難勧告のタイミングが図れない。要するに基準が曖昧だということです。３点目で、多くのさまざまな電話がかかってきて、あそこから今崩れそうです、崩れましたとかいったのが、電話等の対応で処理し切れない。まずは人手が足りないということです。その中でも防災における専門家がいない、各市町村の地域的に防災の専門家がいないということでの問題点を挙げられていました。

一応念のために、避難勧告を出しますと、空振りだった場合に２回、３回続きますと、もう大丈夫だろうと住民の反応が鈍くなるということも挙げられておりました。その結果、この災害に遭われたところが、６割以上の市町村は災害が起こった後に、避難勧告を出してしまったということが問題視されていました。

やはり、事が起こってから避難勧告を出したのでは生命に直接被害が及ぶということを認識していただきたいなということです。

ですので、その辺のところを踏まえて当市としてはどのような対応をとっておられるのかお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（藤原　弘君）

有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

２回目のご質問、土砂災害危険箇所の住民への周知及び土砂災害等発生に係る避難勧告等の発令基準並びに伝達方法についてということでお答えをいたします。

まず、土砂災害危険箇所につきましては、全戸に配布しております防災マップに明示して、お知らせをしているところでございます。

また、土砂災害警戒区域につきましては、現在熊本県が指定する予定の地区に対しまして、地元説明会を開催しながら、市民の皆様に丁寧な説明を行っているところでございます。

続きまして、避難勧告等の発令基準についてでございますが、県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発表するほか、避難の判断目安として土壌雨量指数を用いた土砂災害への警戒レベルや、１時間、２時間先の予想雨量をもとにした土砂災害発生の危険度のレベルが設定されておりますので、本市ではこれらの情報を活用し、段階的な避難情報を発令する基準を定めておりますので、この基準をきちっとした的確なタイミングというのを間違わないように発令していきたいというふうに考えております。

次に、市民への伝達方法につきましては、防災行政無線やオフトークを主体に、携帯電話を活用した防災メール、消防団による呼びかけなど可能な手段を用いてお知らせをしているところでございます。

また、近年の深夜、早朝における集中豪雨の発生などに対する円滑な避難を行うためには、地域内における住民同士の協力体制を構築していただくことが不可欠でございます。本市ではその有効な手段となります自主防災組織の設立促進を図っているところでございます。

いずれにしましても、市民の皆様の生命を確保することが最優先でありますので、空振りすることを恐れることなく、可能性が少しでもある場合は避難勧告を発令したいと考えています。

また、市民の皆様も日ごろから危機意識を持って、避難行動等の確認をしていただくよう周知に努めてまいります。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

池田君。

［12番　池田　誠一君　登壇］

○12番（池田　誠一君）

今、部長よりご答弁いただきました。

本当に当市として、すばらしい対応が今のところマニュアル的にできているのかなというふうにも思います。ただ、本当に今どういったことで、こういった大雨であるとか、土砂災害がいつ起こるかもわからない状況下の中で、本当に住民の方たちの安心、命の安全を守るために、鋭意努力をしていただきますように、心からお願いをし、そしてまた事故がないことを心より祈りながら、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、池田君の一般質問は終了いたしました。

○

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時43分　散会

～～～

９月９日（火曜日）

平成26年（第３回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成26年９月９日（火曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．北原　昭三

一般質問

（１）医療費の抑制ついて

（２）子育て支援の充実について

（３）消費者教育の充実について

（４）ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の救命講習会等について

２．冨丸　洋一郎

一般質問

（１）学校規模適正化事業計画（鹿本地区３小学校統合計画）について

３．芹川　正美

一般質問

（１）特定健診について

４．永田　紘二

一般質問

（１）教育委員会制度改正と本市の対応について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

１番　服部香代君

２番　冨田弘海君

３番　永田　健君

４番　稲葉　昇君

５番　冨丸洋一郎君

6番	藤本峰秀君
7番	北原昭三君
8番	芹川正美君
9番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	有働　博君
市民部長	幸村英星君
福祉部長	坂梨真樹君
経済部長	栃原栄一君
経済部首席審議員	戸次由夫君
建設部長	原　弘文君
教育部長	木村厚男君
山鹿市民医療センター事務部長兼医事課長兼医療情報管理室長	飯田啓詩君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書企画課長	早田弘隆君
市民部次長	森　康一君
市民部次長	阿蘇品貴司君
福祉部次長	川崎美明君

経済部次長	金光一誠君
建設部次長	阿部一行君
水道局長	阿蘇品元晴君
教育部次長	大森健司君
防災対策課長	宮崎錦也君
健康増進課長	田中修政君
建設課長	大坂榮一君
山鹿市民医療センター経理課長	永田臣司君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐	渡邊義明君
議事係長	小山天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（藤原　弘君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。北原　昭三君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

皆様おはようございます。

議席番号７番、公明党の北原　昭三でございます。一般質問に入ります前に、一言お礼を申し上げます。昨年９月定例会におきまして、子ども安心カードの導入につきまして、お願いをいたしておりました。本年４月より公立保育園、幼稚園、小学校、中学校に導入をされまして、先般、地元の小学校にその状況等を確認に行ってまいりました。Ａ４サイズで緊急時に必要な項目が記載をされており、設置場所の管理も徹底をされておりました。また、作成におきましては、山鹿消防署からのアドバイス等いただき、作成をされたとお聞きをいたしました。事故はあってはなりませんが、学校等で子どもの緊急搬送が必要になったとき、教職員がこのカードを救急隊員に提示し、その情報をもとに迅速な緊急対応ができます。緊急時の備えをさらに強化できたものと思います。早速の対応、ありがとうございます。

それでは、発言通告に従いまして、一問一答にて今回４件の一般質問をいたします。

１件目、医療費の抑制についてでございます。先般の新聞記事を見ますと、厚生労働省は2013年度の医療費の総額が39.3兆円に上り、過去最高額を11年連続で更新したと発表がありました。国民１人当たりの医療費は平均30万8000円で、後期高齢者に係る75歳以上では92万7000円、75歳未満では20万7000円で、後期高齢者の医療費は14.2兆円で、全体の36.1％を占めました。住民１人当たりの医療費が高い県と、低い県の純費用が掲載をされておりましたが、詳細につきましては、割愛をいたします。

政府は医療費の無駄を算出して、自治体でばらつきのある病床数を適正にするため、レセプトの分析を始めているとの記事が掲載をされておりました。また、先般の広報やまが９月号に、国民健康保険財政の現状が掲載をされておりました。ちょ

っと読ませていただきます。

「医療費は伸び続けています。医療費は年々増加傾向にあります。平成24年度の医療費は、歳出の67％を占め、総額51億8081万円となっており、1人当たりに換算すると28万7413円がかかることになります。」。昨日、太田黒議員よりも国民健康保険事業特別会計についての質問がありました。「医療費は伸び、国保税の収入は減少しております。皆さんのご協力をお願いします。」と広報やまがに記載をされておりました。

その中で、１点目、年１回は健診を受けましょうとありました。各種がんの検診の受診率はどのようになっておりますでしょうか。

２点目、ジェネリック医薬品を積極的に利用しましょうとありました。ジェネリック医薬品につきましては、平成23年12月定例会にて質問をいたしております。まず、ジェネリック医薬品の使用促進について、開発費が安いことからこの薬の値段が先発医薬品の２割から７割程度となっております。そのときの答弁によりますと、平成23年９月末では30.3％、717品目中の217品目と推移をしており、30％を超えているとのご答弁でございました。使用数量ベースでは全医薬品の使用数量の約25％程度を後発医薬品が占めているとのことでございました。現在はどのくらいの使用状況、比率になっているでしょうかお伺いいたします。

以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

これより執行部の答弁を求めます。坂梨福祉部長。

［福祉部長　坂梨　真樹君　登壇］

○福祉部長（坂梨　真樹君）

ご質問の医療費の抑制についてお答えいたします。

１点目の山鹿市における各種がん検診の受診率についてでございますが、山鹿市では、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん検診を実施しているところでございます。まず、国の基準について申し上げますと、国が示す対象者の年齢は、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん検診では40歳以上、また、子宮頸がん検診は20歳以上となっております。しかしながら、当市では、若い方でもがんになるリスクがあると考え、全てのがん検診において独自に19歳以上の方を対象にがん検診を実施しているところでございます。

ご質問の各種がん検診の受診率でございますが、国の基準で見ますと、平成25年度の実績では、40歳以上が対象となる胃がん検診で11％、大腸がん検診で15％、肺がん検診で16％、乳がん検診で15％、20歳以上が対象となる子宮頸がん検診で13％で、受診率は毎年ほぼ横ばいの状況でございます。なお、それぞれの検診で毎年２

名から３名の方にがんが見つかり、その後の治療につながっているところでございます。

２点目のジェネリック医薬品の使用状況についてお答えいたします。

昨年９月時点における全国のジェネリック医薬品の数量シェアは、約47％となっているところであります。外国におけるジェネリック医薬品の数量シェアは高く、アメリカでは80％以上、カナダ、ドイツで70％以上。その他ヨーロッパの主要国でも60％を超えているところでございます。

国においては、平成30年３月末までに、数量シェアを60％まで高めることを目標としているところです。山鹿市国保では、ジェネリック医薬品をご利用いただくことは、患者様の窓口負担だけではなく、国保財政にとっても効果があるものとして、広報や通知の中でその勧奨を続けているところでございます。加えまして、地元薬剤師会においてもご理解、ご協力をいただいているところでございます。

ちなみに、山鹿市国保のジェネリック医薬品数量ベースの利用率でございますが、平成24年度で50％、平成25年度で51.5％、平成26年６月時点では54％と着実に伸びている状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

答弁ありがとうございました。

山鹿市では、全てのがん検診において、独自に19歳以上の方を対象として実施されているということで、各種がん検診の受診率のアップへの取り組みと推察をいたします。また、ほかの自治体にないよい施策と思います。

しかし、2012年６月に策定されたがん対策推進基本計画では、５年以内に受診率50％（胃、肺、大腸は当面40％）とありますが、山鹿市もまだまだ受診率が低い現状にあります。受診に対しいろいろ啓発活動もされておりますけども、受診率向上にはやはり、本人の意識向上がないと厳しいと思います。

ジェネリック医薬品の使用状況につきましては、利用率としては年々着実に伸びているということで、市民の皆様の意識も高まり、医療費の抑制にもつながっているものと思います。ご理解、ご協力いただきました地元薬剤師会の皆様へお礼を申し上げます。

それでは２回目の質問をいたします。

先ほどご答弁がございました各種がん検診後、異常があられた方の最新の受診状

況についてお伺いをいたします。

２点目は前回の質問でジェネリック医薬品希望カードの作成を要望をしておりましたけども、その後、いろんな検討をしていただき、今後このカードの製作はありますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。坂梨福祉部長。

［福祉部長　坂梨　真樹君　登壇］

○福祉部長（坂梨　真樹君）

２回目のご質問にお答えいたします。

１点目の各種がん検診後の精密検査の受診状況についてでございますが、まず、がん検診の結果につきましては、検診機関から受診された皆様に１カ月以内をめどにその結果を郵送でお知らせしているところでございます。ただ、がんなどの可能性の高い方については、精密検査の通知及び紹介状を持って１週間以内に保健師が家庭訪問を行い、病院への受診を勧めているところでございます。

このような受診勧奨を行っておりますが、平成25年度の精密検査の受診率は胃がん80％、大腸がん71％、肺がん84％、乳がん75％、子宮頸がん70％でございます。このように約８割の方が精密検査を受診されておられますが、未受診の方も約２割おられます。未受診の方に対しましては、継続して保健師が家庭訪問による受診勧奨を行っているところでございます。

２点目の、ジェネリック医薬品希望カードの利用についてお答えいたします。

山鹿市国保では、ジェネリック医薬品希望カードの配布は現在実施しておりませんが、利用促進を図るための取り組みといたしまして、先発医薬品をジェネリック医薬品に切りかえた場合、１調剤当たり100円以上自己負担がお安くなる方に対する差額通知を平成24年度から送付しているところでございます。

また、保険証を発送する際に、ジェネリック医薬品利用を推進するためのパンフレットを同封しているところでございます。なお、ジェネリック医薬品希望カードは、75歳以上の後期高齢者医療の皆様には、75歳からの後期高齢者医療制度への加入時に配付しているところでございます。国民健康保険につきましては、来年度から保険証を発送する際に、このカードを同封し、配布するように計画してるところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

答弁ありがとうございました。

精密検査の状況といたしましては、約８割の方が受診、２割の方が未受診とのご報告でございました。未受診の方が重症にならなければいいなと思った次第でございます。お知らせなど大変かと思いますけども、今後も継続して家庭訪問による受診勧奨をよろしくお願いをいたしたいと思います。

また、ジェネリック医薬品希望カードは、来年度から保険証を発送する際、同時に配布をされるということで、ありがたく思います。

それでは、３回目の質問をいたします。胃がんリスク検診の導入についてでございます。厚生労働省の2011年の人口動態統計によりますと、日本人の死亡原因の第１位はがんであります。平成22年の全国の全死亡者数を見ますと、1197万7066人のうち、がんによる死亡者数は、35万3318人で、率で29.5％となっており、その中でも胃がんが１位という結果になっております。最近では、治療法も発達し早期に発見すれば100％助かると言われております。

胃がん検診につきましては、がん対策推進基本計画の大幅な変更がされる中、ピロリ菌除菌が胃がん予防に有用である旨の文章が追加をされました。胃がんの原因は、95％がピロリ菌であることが判明をいたしております。現在、胃がんで毎年約５万人の方が亡くなっておられます。

胃がんリスク検診の検査方法は、採血による血液検査方法であり、胃がんそのものを診断するものではなく、胃がんになりやすいかどうかを診断し、胃がん発症リスクの高い人に対してピロリ菌の除菌や、また定期的な精密検査を勧めるものであります。この検査方法は従来のバリウムを飲むレントゲン法と比べ、食事の制限もなく、わずかな血液をとるだけで診断が可能であり、早期がんの発見率が高いことや、検査が受けやすく多数の検診が可能であり、検査費用が安価なことが特徴でございます。

胃がんリスク検診では、例といたしまして、（Ａ）ピロリ菌に感染していない人、（Ｂ）ピロリ菌に感染が判明した人、（Ｃ）萎縮がんがありピロリ菌にも感染している人に分類をされ、ピロリ菌の除菌や定期的な内視鏡の検診を受けることで、胃がんなどを大きく減らすことが可能ではないかと言われております。

医療費抑制の上からも、本市におきまして、この胃がんリスク検診の導入につきまして、どのようにお考えかお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。坂梨福祉部長。

［福祉部長　坂梨　真樹君　登壇］

○福祉部長（坂梨　真樹君）

ご質問の胃がんリスク検診の導入についてお答えいたします。

胃がんリスク検診は、血液検査でピロリ菌感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を測定し、胃がんになりやすいかどうかの判定をする検査であり、がんそのものを見つける検査ではございません。山鹿市が、現在実施しております胃がん検診は、健康増進法に基づき、国が定めるがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針により実施しております。現在はバリウム検査による胃の透視を実施しているところでございます。胃がんリスク検査でのピロリ菌検査につきましては、現在の指針に示されていない検査であるため、実施はしていないところでございます。

ピロリ菌は、胃がん発症にかかわる要因の一つとして考えられておりますが、がん検診に関する検討会において、胃がんリスク検査を行うことで胃がんによる死亡率を減少させる効果があるとは、まだ検証されていないところでございます。そのため、胃がんリスク検診の導入につきましては、指針に新たに盛り込まれたときに対応していきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

それでは、２件目、子育て支援の充実につきまして、お尋ねをしていきたいと思います。

この件につきましては、委員会所管ですが、２回に分け質問をいたしたいと思います。ご了承をよろしくお願いいたします。

核家族や都市部への人口集中、また、女性の社会進出などの増大により、児童や家庭を取り巻く環境が大きく変化をしております。少子化の要因につきましては、さまざまなことが重なり合ってのことでございますけども、社会での女性の地位が向上し、同時に晩婚化や非婚化の増加、育児の身体的・経済的負担などが言われております。

次世代を担う子どもの出産を奨励し、子育ての経済的負担の軽減、若者の定住化推奨のため３人目の子どもさんから出産祝い金として、また、入学祝い金を支給している自治体もございます。先般５人の子どもさんを育てておられる方から「育てるのは大変だけど山鹿市も子どもが減ってきて、少子化にならないよう努めています。」というような話がございました。そして、他自治体のように３人目から出産祝い金等あったら助かりますねとの要望がございました。

そこで、質問をいたします。１点目は、山鹿市で３人以上の子どもさんがおられる世帯はどのくらいありますでしょうか。また、近隣の市で出産祝い金の状況についての情報をお知らせをいただきたいと思います。

２点目、生活が大変な中、多くの子どもさんを育てておられる方に、第３子目からの出産祝い金等について、どのように考えておられるかお伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

北原議員の一般質問の２点目、子育て支援の充実についてお答えをいたします。

まず、９月１日現在の本市における15歳以下のお子様が３人以上の世帯は、768世帯でございます。これは、15歳以下のお子様がいる世帯の約20％に当たります。

次に、県内の他市の出産祝い金等の状況につきましてお答えをいたします。

菊池市がすくすく子宝祝い金として、第３子以降の子ども１人当たり10万円を支給されております。また、阿蘇市が育児手当といたしまして、第３子以上の児童を養育する者に、満３歳に至る月まで、月２万円を支給されております。そのほかに、九つの町村におきまして出産祝い金の支給が行われております。

本市におきましては、来年１月に予定しております子ども医療費の18歳までの無料化や、子ども総合相談窓口や子育て支援センター等の子育て支援拠点の整備、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の充実に力を入れているところでありまして、現在のところ、出産祝い金の創設については想定をいたしておりません。なお、子育て支援の充実につきましては、本年度に策定いたしております山鹿市子ども子育て支援事業計画の中で総合的に検討してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ご答弁ありがとうございました。

他市の出産祝い金についての説明がありました。また、山鹿市の情報もお聞きしたところでございますけども、現在のところ予定はないとのことでございますけども、子育て中の皆様の声を聞きながら、少しでも負担が軽くなるように機会がありましたら、また再質問等をしていきたいというふうに思います。

続きまして、今後の山鹿市の少子化対策についてお伺いをいたします。日本の少

子化対策は1989年に合計特殊出生率が過去最低を下回った1.57ショックをきっかけに始まり、保育所の拡充や育児休業制度の整備などに取り組んできましたが、大きな成果にはつながっていません。企業も長時間労働の慣行見直し、在宅勤務など柔軟な働き方をさらに普及させるなど、子育て中の男女が働きやすい環境をつくる必要があります。未婚者への支援も欠かせません。出会いのきっかけづくりなど、山鹿市も取り組んでおられますけども、婚活イベントに取り組む自治体がふえております。日本政策投資銀行の推計では、2040年の個人消費は2010年に比べ１割減少する。税や保険料収入も減るため、医療、介護、生活保護などの社会保障制度の運営は厳しくなる。出生率が上がらないと、年金額の大幅な切り下げも視野に入ります。大変な時代になると思います。少子化対策を積極的にしなければ、また、ほかの市町村にない施策を行い、また、追従型では対策にならないと思います。今後、山鹿市としてどのようなことに取り組み、少子化対策を図っていかれるのか、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

北原議員の２回目のご質問にお答えをいたします。

少子化の問題は、本市のみならず、日本全体の問題であり、社会経済の根幹を揺るがしかねない、待ったなしの課題と認識をしているところでございます。内閣府では、我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を行うことを目的に、地域の実情に応じた、地域独自の先駆的な取り組みを行う地方自治体を支援するため、地域少子化対策強化交付金を昨年度創設されました。

本市におきましては、いち早くこの交付金を活用した、子どもは山鹿の宝だ事業を提案し、平成25年度、県内では唯一、事業採択となり、繰り越し事業として本年度実施をしているところでございます。

この事業では、市民部、福祉部、市民医療センターと教育部が連携をしながらさまざまな少子化対策事業を展開をするとともに、結婚支援員の肝いりどん、医療関係者、子ども総合相談窓口、子育て支援関係のＮＰＯ法人等を加えた山鹿市少子化対策連絡会議を設置いたしまして、少子化問題に対応する体制を整えているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

他の関係機関と連携をされ、出生率が上がるよう対応をしていただきたいと思います。

続きまして、３件目、消費者教育の充実についてお伺いをいたします。近年ネット社会の進展に伴った消費者トラブルが相次いでおります。高度情報化、グローバル化が急速に進み、消費者生活環境が多様化、複雑化してる中で、子どもや若者が一人の消費者として安全に比較的に行動できるよう早期からの消費者教育を充実させることが喫緊の課題となっております。本年６月に政府が閣議決定した消費者白書によりますと、2013年度は全国の消費者センターなどに寄せられた消費者トラブルの相談件数が約92万5000件と９年ぶりに増加に転じ、42都道府県で2012年度を上回る結果となっております。

消費者庁は、65歳以上の高齢者からの相談件数が前年度より５万3000件多い、26万7000件と人口の伸びを大幅に上回るペースでふえているのが大きな要因と分析をされております。そのほか、未成年に関する相談件数が、2010年度以降、毎年約２倍のペースで増加していることも問題となっております。

皆様ご存じのとおり最近では、子どもが親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを高額購入していたといった課金に関するものが多数寄せられており、国民生活センターが注意を呼びかけている現状でございます。

公明党は、同法案の実現をリードしたほか、消費者庁の創設や法テラス開設など、一貫して消費者行政の拡充に取り組んでまいりました。山鹿市の消費生活相談事業の現状についてお伺いをいたします。

１点目、相談の内容について。

２点目、相談件数について。

３点目、本市が取り組んでいる現状についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。戸次経済部首席審議員。

［経済部首席審議員　戸次　由夫君　登壇］

○経済部首席審議員（戸次　由夫君）

北原議員の一般質問、消費生活相談事業の現状についての１点目、相談内容につきまして、お答えいたします。

近年の消費者を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化、超高齢化社会の到来、高度情報化社会の進展等により、大きく変化し、消費者問題は、年々、複雑・多様化しております。

ご質問の本市における相談内容としましては、訪問や電話勧誘による健康器具等の販売や、電子メール等を活用した架空請求、不当請求、それからネットを利用した通信販売に関する相談、また、生活困窮による多重債務等に関する相談がその多くを占めております。

次に２点目の相談件数についてお答えいたします。

本市におきましては、平成22年４月から商工観光課内に山鹿市消費生活センターを設置し、開庁時の月曜日から金曜日まで、午前８時半から午後５時15分までの時間帯におきまして、専門の相談員３名と職員が協力しながら、相談の対応に当たっております。平成22年度以降の年度別相談件数としましては、平成22年度が126件、平成23年度が134件、平成24年度が156件、平成25年度が181件でございまして、年々増加傾向にございます。

次に３点目の市の取り組み状況につきまして、お答えいたします。

先ほど申し上げた相談対応とあわせまして、消費者教育の観点から毎月、広報やまがにおきまして、最新の消費者トラブルの事例、対処法を紹介するとともに、市の回覧板表紙で消費生活センターの案内や身近な消費トラブル対処法を掲載いたしております。さらには、相談員による出前講座を行うなど、さまざまな方面からきめ細やかな消費者教育、啓発活動に努めております。

特に、出前講座につきましては、山鹿市民生委員・児童委員連絡協議会や社会福祉協議会と連携しながら、月１回のペースで開催し、見守りを含めた、高齢者の消費者トラブルの未然防止策を強化しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

答弁ありがとうございました。

本市も、例外になく年々相談件数がふえていることがわかりました。また、いろんな情報発信のため大変な中、出前講座等も開催され、消費者教育啓発活動をされている現状がわかりました。引き続きよろしくお願いをしておきたいと思います。

２回目は、茨城県水戸市の取り組みについてご紹介を申し上げます。

茨城県水戸市は先ごろ、ふえ続ける消費者被害を防止し、消費生活の安定と向上

を目的とする水戸市消費生活条例を施行いたしました。この条例は消費者の安心、安全な生活のために、被害防止や地球環境への配慮など、消費生活に関する問題に関心を持たせることが目的でございます。約2500件の相談に基づく被害額は約11億円。相談者の３割は65歳以上の高齢者ですが、ネット社会の発展に伴い、ゲームの利用料や架空請求などの被害は小学生にまで及んでおります。同条例はこのような多様化、複雑化する被害から消費者を保護するだけではなく、条例に明記した消費者市民に育成していくことを主眼に置いてあります。このため、国が定める消費者教育の推進に関する法律で、市町村の努力義務とされております。

一方、消費者を保護するために、条例では学識経験者などで構成する諮問機関を立ち上げることを規定とされております。被害拡大のおそれがある悪質商法や欠陥商品の販売など、不当取引行為が認められた場合、同審議会の意見を踏まえ、市が独自でその事業者に対し指導、勧告、交渉ができるようになっております。また、消費者行政強化に取り組む自治体を支援する地方消費者行政活性化基金がございます。平成26年度30億円の予算が組まれております。その中で、熊本県には5998万8000円が交付されております。各市町村で計画を立て、都道府県が取りまとめることになっております。平成25年度先駆的プログラムの実績といたしまして、７事業の実績がございます。熊本県では玉東町、長洲町が小学校の上級生並びに保護者を対象にお金の計画的な使い方、金銭管理ができる家庭を育てるとともに、消費者トラブルや多重債務への未然防止につなげるための講座を実施しておられます。

そこで２点質問をいたします。

１点目、先ほど申し上げました茨城県水戸市の取り組みについて、どのようにお考えかお伺いをいたします。

２点目、地方消費者行政活性化基金は平成22年度から平成26年度までの事業でございますけども、この基金を利用しての事業はありますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。戸次経済部首席審議員。

［経済部首席審議員　戸次　由夫君　登壇］

○経済部首席審議員（戸次　由夫君）

北原議員の２回目のご質問の１点目、消費生活条例についてお答えいたします。

本市におきましては、県が制定いたしております熊本県消費生活条例に基づき、消費生活に関する消費者の権利の尊重及び消費者の自立支援を推進しております。県条例の中にも県と市町村の連携による消費者施策の実施が定められておりますので、現時点におきましては市独自に消費生活条例を制定する予定はございません。

今後とも、先進事例等を参考にしながら、国、県と連携のもと、市民の消費者被害の防止や自立支援に全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、ご質問の２点目、国の地方消費者行政活性化基金の活用についてお答えいたします。

国の基金につきましては、制度上、熊本県消費者行政活性化基金を通して運用をされております。本市におきましては、消費生活センターの開設費用を初め、相談員の報酬、スキルアップのための各種研修参加、また、啓発のための回覧板やチラシの作成等に基金を活用しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

基金を利用されてスキルアップのための各種研修会への参加、また啓発のための回覧板やチラシの配布をされているとのことでございました。また、翌年度もこの活性化基金はあると思いますので、この基金を利用されいろんなことに取り組んでいただきたいと思います。今後もさらに難しい相談が行われると思われます。現在も相談者に対し十分配慮されておりますけども、さらに相談をされる方が安心して気兼ねなく相談できる環境づくりも必要だと思います。

３回目は今後、山鹿市として新たに消費者教育の充実、消費生活相談事業についてどのように取り組んでいかれるのかをお伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。戸次経済部首席審議員。

［経済部首席審議員　戸次　由夫君　登壇］

○経済部首席審議員（戸次　由夫君）

北原議員の３回目のご質問、消費生活相談事業の今後の取り組みについてお答えいたします。

年々、複雑・多様化する相談に対応するため、職員や相談員の能力の向上を図るとともに、国、県、警察、庁内関係各課、各種団体との連携を一層強化し、未然防止に向けた啓発活動や消費者教育の充実を図るなど、市民の皆様方が安全で安心して暮らせる取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、現在、商工観光課の執務室内にスペースを設けて相談対応を行っておりますが、新庁舎移行にあわせまして、庁舎２階に専用の相談室を設けまして、市民の皆様が気軽に安心して相

談できる体制を整える予定といたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ご答弁ありがとうございました。

相談者の方へのさらなる対応、解決への助言をよろしくお願いをいたしたいと思います。

４件目は、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の救急講習会等についてでございますけども、皆様ご存じのとおり、過日の新聞にこのＡＥＤの利用についての掲載がありましたので質問をいたします。

平成17年12月定例会におきまして、ＡＥＤの導入をお願いをさせていただきまして、順次設置をいただきまして、ありがとうございます。市民の方も使用できるよう駅などの公共の場にＡＥＤが設置されてから、今年で10年が経過をいたしました。設置数は全国で20万台を超えましたけども、心肺停止状態で緊急搬送された人に対する市民の使用率は2012年調べで、3.7％と低い状況でございます。以前よりＡＥＤの操作が簡単になりましたけども、知られていないのが現状です。周知徹底が必要かと思います。総務省消防庁によりますと、ＡＥＤ設置が始まった2005年の心肺停止による緊急搬送数は、全国で１万7882件、このうちＡＥＤを利用したケースは46件、使用率は0.2％だったそうです。設置されたＡＥＤが有効利用されれば、搬送患者の４割が助かるという試算がありますが、十分に利用されてないのが現状です。講習会で使用経験のない人に聞いてみますと、一刻を争う現場に素人が立ち入っていいのか不安だったという答えが多かったそうでございます。

ここで質問いたします。

１点目、山鹿市管内でのＡＥＤ設置の施設数及び台数はどのようになっておりますでしょうか。

２点目、市職員の皆さん方のこの救命等に関する講習の現状はどのようになっておりますでしょうか。

３点目、このＡＥＤを使って人命救助等の情報がありましたら教えていただきたいと思います。

４点目は、教育委員会にお尋ねをいたします。大阪府豊中市では小学生を対象に簡易キットを使い心肺蘇生法など救命講習が行われているそうでございます。山鹿市でも救命に対する意識啓発に加え、将来的には救命率の向上にもつながると思い

ますが、山鹿市での現在の取り組み状況、また、先ほど申しました小学校でも救命講習会の開催について、どのようにお考えでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。有働総務部長。

［総務部長　有働　博君　登壇］

○総務部長（有働　博君）

ＡＥＤの救命講習会等のご質問の１点目、山鹿市内でのＡＥＤ設置の施設数及び台数についてお答えいたします。

市の施設を初め、国や県などの官公庁関係が28施設の29台、小、中、高などの学校や幼稚園、保育園関係が48施設の63台、病院や歯科医院などの医療機関関係41施設の42台、そして介護施設や銀行などの民間企業が49施設の50台であり、合計166の施設に184台が設置されております。なお、ＡＥＤの設置に関する報告義務はございませんので、これは現時点においての把握している数値でございます。

次に、ご質問の２点目、市職員の救命講習に関する現状についてお答えいたします。

ＡＥＤ導入時において、市民の方が多く利用される施設の関係職員を主な対象といたしまして講習を実施いたしました。また、各地域において結成されております自主防災組織の防災訓練や、消防団員としての各種訓練等において実施されております救命講習会に市職員も参加しているところであります。

次に、３点目、ＡＥＤを使った人命救助の事例についてお答えをいたします。

ＡＥＤは、電源を入れ、電極パッドを胸に張りつけると心電図を解析し電気ショックを与えるべきかどうかを調べ、電気ショックが必要と解析した場合には、機械の指示に従ってスイッチを押すと、機械が自動的に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器でございます。山鹿消防署によりますと、実際に電気ショックを与えた事例ではございませんが、倒れて動けなくなった人の胸にＡＥＤの電極パッドを張りつけ心電図を解析したところ、電気ショックを与える必要がないとＡＥＤが判断し、心臓マッサージをしてくださいというアナウンスが流れたため、救急隊が到着するまで心臓マッサージを続け人命救助ができたというような事例がございました。

このような１分１秒を争う現場に居合わせた際、ためらいなくＡＥＤによる救命活動を行うためには、救命処置に必要な知識や技術を学び、しっかりと身につけていただくことが大切であります。本市といたしましては、今後、救命の必要性について理解を深めていただくために、広域消防本部で実施されている救命講習会への参加促進に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

北原議員のＡＥＤの救命講習会等についてのご質問の４点目、小学校における救命講習についてお答えをいたします。

中学校におきましては、心肺蘇生法やＡＥＤの使用方法等が保健体育の授業の中で取り組まれておりますが、小学校におきましては、昨年度に保護者と児童が一緒になって講習を受けた事例が１校ございました。小学校の児童のみを対象とした講習会については、実施していないのが現状でございます。

今後は、小学校の段階における救命講習の必要性につきまして、専門的な機関に相談をしたり、豊中市などの先進事例の取り組み状況を参考にしたりして、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

詳しいお話いただきまして、ありがとうございました。

学校での救命講習会等も今後のことを考慮され、ご検討をよろしくお願いをいたします。

ＡＥＤ設置は任意ではありますので、強制はできませんけども、まだ未設置のところも多くあります。多くの方が集まる観光施設、またはコンビニ等へ市でできる範囲の啓発活動をお願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

余談ですが、来月、役所を動かす質問の力と題しての研修会が予定をされております。参加しようと今思っているところでございます。研修会を受け、さらに勉強し、いろんな質問をしてまいりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時55分　休憩

○

午前11時10分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、冨丸　洋一郎君の発言を許します。冨丸君。

［５番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○５番（冨丸　洋一郎君）

おはようございます。

議席番号５番の冨丸　洋一郎です。今回、一般質問を１問だけさせていただきます。非常に傍聴席の人数の多さに非常に緊張しまくっておりますけども、何とか早目に終わるように、質問していきたいと思います。

それでは、質問に入ります前に、先月広島市で発生いたしました土石流災害現場を同僚議員２名と訪ねてまいりました。その惨状を目の当たりにし、余りの激しさに声も出ず、自然災害の猛威に恐怖さえ感じて帰ってきたところでございます。七十数名の方がとうとい命を失われ、今なお数名の不明の方々の捜索に自衛隊、警察、そして消防レスキューという方々が懸命な救出作業を昼夜続けられているとのことであります。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、被災された全ての方々に衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興がなされることを切に願うところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。今回私は、学校規模適正化事業計画について、今回は鹿本地区３小学校統合計画につきまして、４点ほどお尋ねをしたいと思います。

１点目に統合校予定位置が来民小学校になった経緯について。

それから、２点目に既存施設を改修して使っていくというその至った経緯。

３点目に、来民小、山鹿小、そして六郷小学校の築後の年数をお聞かせいただきたい。

４点目は、この校区説明会を開催する前に一部分は決定されていたように思いますけども、そこに至った経緯等についてそれぞれお尋ねをしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

学校規模適正化基本計画が平成21年１月に策定されております。これまでに山鹿小、川辺小学校を統合した山鹿小学校、また、鹿北３地区３小学校を統合して鹿北小学校が既に開校いたしております。

８月の全員協議会内で、今回菊鹿地区の３小学校統合校として六郷小学校を新たな菊鹿小学校にする。そしてまた、校舎の改築工事計画が報告をされたわけでございます。これまでの２学校は新校舎を建築され、また、建設事業が始まる菊鹿地区

の新たな菊鹿小学校も新たな校舎を建設するという計画であるという説明を受けました。私は最近、鹿本地区での統合校につきまして、「来民小学校に決まったようばってんが、また現在の古か校舎を利用して使うそうだ。」という声をよく耳にすることがございます。

先月の全員協議会の中で、鹿本地区統合校は来民小学校校舎を改修して使用するということに決定したのかということをお尋ねをいたしましたところ、その計画であるということでありました。

私は平成21年に市議会議員になりまして、学校再編計画を知るところになりました。その折、合併特例債を新庁舎建設や、あるいは旧町の市街地に向かう優先道路の改修費、そしてまた、学校再編には数字的には約100億円の建設費を検討しているというようなことであったかというふうに記憶をいたしておりますけれども、もしその100億円を私は単なる１校20億円とすれば、５校の改築でございますので、そのぐらいの数字になるのかなというふうな思いがありまして、まさか今使っている校舎を改修して利用するという、そういった計画に少々驚いております。

そこで、１点目に統合校の鹿本の場合は、予定地が来民小学校に決定するまでの経緯について、３小学校の中で比較的新しい稲田小学校を統合校の位置にする検討はなされなかったのか。

２点目、既存の施設を改修し、新たな校舎として使うといった計画について、どういった経緯でそうなったのか。来民小学校の校舎は外観上見ても相当な古さがありますし、もう建築後四十数年が経っているというふうに思います。そんな校舎を改修して、本当に構造上大丈夫なのかと非常に思っております。

それから３点目に、来民小学校、山鹿小学校及び六郷小学校の現在までの築後の年数をお示しいただきたいと思います。

４点目は、校区の説明会を開催する前に、決定するに至った経緯について、お尋ねをしたいと思います。

るる申し上げましたように、地域の方々の受けとめ方はそれぞれであります。「来民小学校に決めんでも何で新しか稲田小学校にならんだったのか。」とか、「何で鹿本は古か校舎を改修して学校として使う、そうなったのか。」いろんな声を聞きますときに、私も地域の代表としてこの議場の中でしっかりと聞かせていただきたいと思いますと同時に、地域での説明を十分していただきたいというふうに思いますと同時に、今までの経緯についてお尋ねをするものでございますので、どうぞ答弁のほうよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

冨丸議員の一般質問、学校規模適正化事業計画における鹿本地区３小学校の統合計画についてお答えをいたします。

まず、ご質問の１点目、統合校の予定地を来民小学校とすることについては、統合予定地の選定に当たり、教育委員会において対象となる３小学校の現状をさまざまな観点から検討をいたしました。検討する際の指標として、校舎や体育館、運動場の面積、必要教室数の確保、徒歩通学及び遠距離通学対策の見解、学校周辺の環境やインフラ整備の状況など33の評価項目を設定し、検討したところでございます。検討した評価項目のうち、校舎等の経過年数では稲田小学校や中富小学校が新しいため優位性がありますが、統合に伴い不足する教室数の確保や増築可能な敷地面積では来民小学校に優位性があるところでございます。このように、３校を比較検討した結果、それぞれに優位性はありますが、全ての評価指標を総合的に判断をいたし、来民小学校を予定位置として選定をしたものでございます。

次に、ご質問の２点目、既存施設を改修整備することに至った経緯については、学校規模適正化基本計画を平成21年１月に策定をいたしましたが、当初計画から既存施設を有効に活用することといたしておりました。この中で、耐震性を確保するための補強工事ができないなど、構造上、施設として活用することが困難と判断される場合には、新たに施設の建設を行ってきたところでございます。今後も施設の有効活用を図っていくために、この方針を堅持するとともに、既存施設の活用に当たっては、統合する学校間での格差が生じないよう、校舎内装の木質化やトイレのドライ化など最大限の整備を行い、子どもたちが快適に学校生活を送れる環境整備を目指してまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、来民小、山鹿小、六郷小の建築後の経過年数についてでございますが、来民小学校は、校舎２棟が昭和40年に建築し、昭和52年に増築した棟と昭和52年建築の棟がございます。古い棟は建築後49年及び37年が経過をいたしております。山鹿小学校は、校舎３棟が昭和37年、昭和38年及び昭和49年建築で、一番古い校舎は建築後50年が経過をいたしておりました。六郷小学校は、校舎が昭和44年建築で建築後45年が経過をいたしております。

４点目のご質問、校区説明会を開催する前に決定するに至った経緯につきましては、これまで学校規模適正化基本計画に基づき学校再編を進めてまいりましたが、第１次計画の進捗状況を検証した上で、新たに平成27年度から取り組む第２次計画の実施計画案を策定したところでございます。策定した計画案につきましては、有識者や地区代表、ＰＴＡや学校関係の代表者で構成をいたします学校規模適正化等

協議会でご審議をいただき、平成26年２月にご承認を受けたものでございます。この協議会でのご承認を踏まえ、具体的な実施計画案についてこれまでＰＴＡの代表や区長会、地域審議会等でご理解をいただくように説明を行ってまいりました。今後は、ＰＴＡ全体及び各校区で地域説明会を開催をいたし、計画案についてご理解をいただくように進めてまいりたいと考えております。

最後に、統合に関しましては、校舎ができた後にどんな学校をつくっていくかが一番重要なことになってまいります。この学校で学んでよかった、この学校に通わせてよかったという声がたくさん聞こえ、地域が誇りとする学校にしたいと考えております。また、通学路を初め、安心・安全な環境の確保においても万全な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

冨丸君。

［５番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○５番（冨丸　洋一郎君）

ご答弁ありがとうございました。

今回は鹿本地区に限ってお尋ねをいたしたところでございますけれども、１点目の質問では統合校の選定に当たっては、評価指標をもとに来民小学校を選定したということでございます。しかしやはり、その選定の評価指数がどうだったのか、ただ行政が判断してそうなったのか、その中には関係者の方々も入ってそれに納得されてそういった選定がなされたのか、やはり私たち市民にとっては、もっともっとわかりやすい説明をしていただきたいというふうに思うところもございます。やはり来民小学校に決まったものは、それはもう結構ですけども、あれだけ古い校舎を一体どうするんだろうかというような思いがあります。そしてまた、これは鹿本のみならず、鹿本よりか先になると思いますが、鹿央、米田地区の学校再編のほうでも校舎のリニューアルというようなことをもう決定されておるようでございますけれども、やはり私は、今の建築では相当なものがカバーできてるんじゃなかろうかなというふうに思います。とりわけ私は、非常に例えが悪いですけでも、分田橋のかけかえのことをよく申し上げますが、あれだけ水の中に建っている橋脚を、何回も何回も補強をやってまだもたしてある。ですから、私は陸の上に建ってる校舎がその分非常にまだ頑強なものだというふうには思いますけれども、果たしてその古い施設の一部分を利用しながらあと何年、あるいはあと何十年もたせるというふうな判定もあったのかなとそういうふうな思いもあります。やはり、山鹿市の小学

生、どこでも新しい校舎の中に入りたいと。リニューアルというのは非常にこだわればいかんかもしれませんけれども、やはりそれは同じ生徒からすれば、新しい学校で学びたいというふうに思うのも当然であろうし、ご父兄の方々も関係者の方々もそうであろうかというふうに思います。ですから、この既存の施設を活用していくということが、当初から決定されていたということでございますけれども、校舎に限って言えば、山鹿小学校でも言葉悪いですが、川辺小学校の全体数の30人前後のために、それを受け入れられる教室があったかというふうに思います。先ほど部長答弁の中には、来民小学校だったら教室の確保ができるけども、稲田小学校の場合は比較的建物は新しいけれども、教室が非常に不足するということも、一つ来民小学校の位置に決まったということでございます。ですから、これまで２校が新設された中でどちらがあるいは１棟でもこの古い校舎をリニューアルしたというような経緯があれば、ある程度理解もされたんではないかというふうに思います。今日の人口減少が続く中で、生徒、児童が減っていくそういう中での学校の再編は、避けて通れないと私も思います。しかし、やはりそこにはそれぞれの学校が培ってきた伝統や校風、そういったものを守った学校がやはり２校がなくなって一つになるということは、そこのには一抹の寂しさもありますし、住民の方々のいろんな複雑な心境も芽生えるんではなかろうかなというふうな思いがあります。ですからもう決定して、事業年度が早く開校にもう決まっておるんであれば、もちろんそのスケジュールにのっとって進めていただきたいと思いますけれども、最後に私はやはり学校が一つになるそういうためには、通学路の安全性、その周辺環境、こういった整備などもしっかり地域住民の方々に説明をされて、今後の鹿本地区の統合建設事業を推進していただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、冨丸君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、芹川　正美君の発言を許します。芹川君。

［８番　芹川　正美君　登壇］

○８番（芹川　正美君）

８番議員の芹川　正美でございます。風邪ぎみでお聞き苦しい点があると思いますが、ご了承をいただきたいと思います。通告に従いまして、１問３点をお伺いをいたします。

まず、特定健診についてでございますが、特定健診の受診率について。

二つ目、健診後のフォロー対策について。

三つ目、国保医療費についてをお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いを申

します。一括にてお伺いをいたします。

先日、ひだまりに特定健診の結果説明会に参加をいたしました。各テーブルに７、８人程度の人数で各個人の説明を受け、生活習慣病や特定健診の内容、そして重症化予防対策などの話、健康に対する意識の高揚を高めるために、広報活動も行っているとの説明を聞かせていただきました。健康増進課の職員の皆さんの熱弁、対応に非常に感銘を受けたところでもありました。医療費の約４分の１が生活習慣病に使われていることを知り、いかに病気の早期発見が必要かということを２次予防の受け継ぎが必要かということを、健診の必要性を感じたところでございました。

そこで、本市の受診率についてお伺いをいたします。

２点目、特定健診の受診後のフォロー対策についてお伺いをいたします。結果説明会の内容、その後の対応、活動状況等もお聞かせをいただきたいと思います。

３点目、山鹿市国保医療費の状況について、健診関連事項についてお伺いをいたします。

昨日の太田黒議員の質問にも関連しますけれども、高齢者数の増加傾向の中で病院受診がふえることから、１人当たりの医療費は増加することと思います。平成25年度の国民健康保険事業特別会計が、一般会計から法定外繰入金２億7000万円より黒字になっている状況からすると、今後健全化を考えるときであると思います。保険税率の引き上げか、法定外の繰り入れを続けるか、また、国会的に国費投入などの制度改革をお願いする等の選択が迫られる時期ではないかと思われます。山鹿市国保医療の状況についてお伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。坂梨福祉部長。

［福祉部長　坂梨　真樹君　登壇］

○福祉部長（坂梨　真樹君）

特定健診について、ご質問にお答えいたします。

まず、特定健診とは、国保や社会保険に加入している40歳から74歳までの方が受けていただく、主に生活習慣病に着目した健診でございます。この特定健診の実施は、例えば国保の加入者であるならば市町村、協会けんぽの加入者であれば協会けんぽというように、医療保険を運営する保険者に平成20年度からこの特定健診を実施することが義務づけられております。

山鹿市国保の特定健診では病院等での健診を６月から９月まで、検診バスを利用した集団健診を６月から８月中旬にかけて実施しているところでございます。

まず、１点目の特定健診の受診率についてでございますが、国は受診率60％を目標としておりますが、平成24年度の全国の市町村国保の受診率は、33.7％でござい

ました。山鹿市におきましては、38.2％でございました。受診率向上のため健診を受けやすい環境づくりといたしまして、各種がん検診との同日実施や、土曜日、日曜日での検診に取り組んでいるところでございます。

また、嘱託員連合会や商工会等各種団体などへは、特定健診の受診勧奨のお願いや、生活習慣病を予防するということをテーマにしました出前講座でも健診を勧めているところでございます。さらに、３年以上特定健診を受診しておられない方にも受診勧奨を行っているところでございます。

２点目の特定健診受診後のフォロー対策についてでございますが、山鹿市では予防の重点項目を高血圧、糖尿病、慢性腎臓病の三つに的を絞った活動を展開しているところでございます。特定健診後には、受診された皆さん全員対象とした結果説明会を７月から９月に五つの地域ごとに開催しております。

説明会の内容につきましては、自分の健診結果を標準値と比較して高くなっていないか、このままの生活を続けると生活習慣病にならないかなどを確認していただき、その後の生活習慣の改善に取り組めるように指導を行っているところでございます。また、この健診結果をもとに、特に生活習慣病が悪化すると思われる方につきましては、再度病院等での詳しい検査をしていただきますように２次検査のご案内も行っているところでございます。

さらに、おなか周りが大きく、血圧や糖、コレステロールなどの値が高い方につきましては、特定保健指導として後日、保健師・栄養士等が個別に訪問を行い、より生活習慣の改善ができるような支援を行っております。今後も重症化予防を重視し、特定保健指導に加え、異常の有無にかかわらず生活習慣改善のための指導、受診勧奨に力を入れ、受診者一人一人の健康管理に対する意識が高まるように取り組んでいきたいと考えております。健診体制の整備や結果説明会の内容の充実、各地区組織への健康教育、広報・通知等での周知徹底を図るとともに、健診の受診勧奨のみならず、保健指導対象者やリスクの高い方への支援をさらに強化してまいります。

３点目の山鹿市国保医療費の状況につきましてでございます。平成20年度で支払いました山鹿市国保の医療費は約45億4000万円でございます。平成25年度で約49億5000万円と５年間で４億1000万円の増加をいたしております。１人当たりの医療費で申しますと、平成20年度は約23万5000円であったものが、平成25年度では約28万4000円となり、４万9000円の増加をしている状況でございます。近年、国保の世帯数も被保険者数も減少傾向にありますが、団塊の世代の影響を受けて65歳から74歳の高齢者数は増加傾向にございます。また、高齢化率の上昇に伴い、病院受診の機会がふえることや、医療技術の進歩等によりまして、１人当たりの医療費は増加し

ている状況でございます。

今後の国保財政全体を見た場合に、税率等の見直し等も検討する時期に入ってきていると考えているところでございます。一般会計からの法定外繰入金が、平成25年度から２億7000万円の導入を図りまして、何とか黒字決算という形でなっているところでございます。本年度は３億4000万円の一般会計からの法定外繰り入れを予定しているところでございます。今後もこのような法定外繰り入れを続けていくことは、非常に財政上も難しいというふうに考えているところでございます。これによりまして、まずは、歳入の確保を図るということを前提に、税率の見直しに取りかかっていきたいと考えているところでございます。また、各種検診等の負担金、その他につきましても見直しを行いまして、歳入歳出全般にわたる見直しに取り組んでいきたいと考えてるところでございます。

今後も市民一人一人の方が自分の健康は自分でつくるという明確な目標を確認いただきまして、適切な食事、睡眠、運動などに心がけて健康で暮らしていただけるようなサポートを続けてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

芹川君。

［８番　芹川　正美君　登壇］

○８番（芹川　正美君）

ご答弁大変ありがとうございました。

医療費抑制の観点からしましても、今後、健診率の向上、そして地域サロン事業、社協とのマッチした啓発運動、広報活動が必要でなかろうかと思います。こうしたことで、要望をしなくてはなりません。ますます健康増進課の皆さんのより一層の活動をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、芹川君の一般質問は終了いたしました。

次に通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

14番議員の永田　紘二であります。発言通告に基づきまして、一般質問を１点行います。教育委員会制度の改正と本市の対応についてであります。一問一答でお願いをしたいと思います。教育委員会制度改正につきましては、先日全員協議会の中でもご報告ありましたけれども、改めまして、ご質問をさせていただきます。

まず教育委員会制度改正のあらましについて。それから地方教育行政改正に伴う本市の対応についてをお伺いをいたします。皆さんご案内のとおりであります。滋賀県大津市のいじめの問題が教育委員会の対応のまずさから、いろんな論議が活発化しました。教育委員会制度の見直し法案が第186回国会で、審議をされました。

平成26年６月20日には、地方教育行政組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が告示をされました。教育委員会制度が大幅に改正することになります。これはひとえに、教育委員会制度のみならず、市長を筆頭とする山鹿市の教育行政の大きな転換になろうと思います。

そこで、今回法律の改正点は何だったのか。また、本市においてどのような対応が必要になるのか、論点を絞って説明いただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

永田議員のご質問、教育委員会制度改革のあらましについて、お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年４月１日から施行されることになっており、教育委員会制度の大幅な見直しが行われることとなっております。今回の改正の主なポイントが３点挙げられております。

まず１点目でございますが、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されることになります。現在は、教育委員会の代表者は教育委員長で、事務執行の責任者が教育長であるものを一本化して新教育長を置くものでございます。これにより、教育委員会の責任者が教育長であることが明確になり、緊急時の対応も速やかに判断されることとなります。

次に２点目のポイントといたしまして、全ての自治体に総合教育会議を設置することになっております。市長と教育長、教育委員で組織する総合教育会議として、教育行政の大綱の策定、教育条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒の緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整することとなっております。これにより市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長と教育委員会が教育政策の方向性を一層緊密に共有することとなります。

最後の改正のポイントといたしまして、教育に関する大綱を市長が策定することとなります。教育の目標や施策の根本的な方針を、総合教育会議で協議・調整して市長が策定することになり、市としての教育政策に関する方向性が明確になります。

以上３点が、教育委員会制度改正のポイントでございます。

続きまして、２点目のご質問の本市での対応についてお答えをいたします。

改正法が平成27年４月１日から施行されますが、同法附則の第２条に経過措置の規定があり、在任中の教育長についてはその任期満了まで現行制度のままとされており、その間は教育委員長も在任することとなります。本市の場合、現教育長の任期が平成29年３月末でございますので、それまでの約２年半は現在の制度を維持することとなり、任期満了後の平成29年４月１日から新制度へと移行することになります。

また、改正点のポイントで先ほどご説明申し上げましたけれども、平成27年度には、市長が主催する総合教育会議を開催をいたしまして、本市の教育政策に関する方向性を明確にする、教育に関する大綱を策定することとなります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

教育委員会制度改正と本市の対応について、２回目の質問を行います。

現行制度における教育委員及び教育長の役割についてお伺いをしたいと思います。今回の改正法案では、教育委員会を教育行政の執行機関として残しながらも、教育委員長と教育長を一本化して、教育行政職をつくるということ、その上で市長が主催する総合教育会議で、教育行政の基本的な方針を協議するということであると思います。

そこで、改めてお伺いをします。今回の改正点の大きなポイントの一つである教育委員長と教育長を一本化した新教育長制度への移行は、経過措置があります。本市の場合は、平成29年４月１日まで現行のままで進むということでありました。現在の教育委員会の構造が単純ではなく、教育委員会には教育長と教育委員長がおられます。一般的にこうした双頭システム、結局頭が二つあるという状況でありまして、非常に理解に苦しむところがあります。現行制度におけます教育委員及び教育長の役割についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

永田議員の２回目のご質問、現行制度における教育委員及び教育長の役割につい

て、お答えをいたします。

戦前におきましては、教育に関する事務は専ら国の事務とされておりましたが、戦後、高等学校以下の教育、文化、スポーツ等の振興は、住民により身近な地方自治体が実施主体となるべきとの考え方から、地域における教育に関する事務は、地方公共団体が行うことが基本とされております。これにより、我が国の初等・中等教育や社会教育などの教育行政は、国、都道府県、市町村がそれぞれ役割を分担し、協力する体制もと、実施をされてきているところでございます。

これらに応えるため、都道府県及び区市町村には、知事または区市町村長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されているところでございます。

本市教育委員会では、5名の教育委員で組織され、教育についての方針・施策は、この教育委員会での合議によって決められております。また、教育委員会には、教育委員の互選によって選ばれた教育委員長が教育委員会の会議を招集し、会議を主宰することとなっております。執行機関としての事務方のトップである教育長と混同されやすい面もございますけれども、教育長は教育委員会の委員の一人であり、教育委員会の委員である者のうちから、教育委員会が任命することとなっており、組織上は教育委員長が教育委員会を代表するものとされております。

なお、現行制度での教育長を含む教育委員は、議会の同意を得て任命されることから、特別職として位置づけをされているところでございます。その一方で、教育長は、その職の性格及び責任のあり方から、常時勤務を要する職と考えられ、その職にある者は常勤の一般職に属する地方公務員と定められ、一般職の地方公務員としての服務規律が適用をされております。

お尋ねの教育委員及び教育長の役割についてでございますが、現行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これは通称、地教行法と申しますけれども、同法第23条に教育委員会の職務権限が規定をされております。その中には、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。教科書その他の教材の取り扱いに関すること。青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。スポーツに関すること。文化財の保護に関することなど、19項目が教育委員会の取り扱い権限と記載をされております。

また、職務権限の執行に当たっては、事務局の判断のみによらず、住民のニーズを適切に施策に反映させられるよう教育委員会を定期的に開催をいたしまして、本市の教育行政の基本方針や重要事項の審議をいたし決定するなど、教育委員は本市の教育行政において、重要な職務を担っていただいております。また、ほかに学校訪問を通して、学校経営等への指導を初め、教育関係のイベント等へも参加をいた

だいておるところでございます。

最後に教育長の役割でございますが、現行の地教行法第17条に規定をされておりまして、教育長は、教育委員会の指揮監督のもとに、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどるというふうになっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

教育委員会制度改正と本市の対応について、3回目の質問を行いたいと思います。

教育委員会制度改正を受けて、今後の教育行政に対する市長の思い、考え方をお聞きしたいと思います。

ただいまの答弁で、教育委員のほうが、教育行政にかかわる19項目について所管し、大所高所から教育行政の方針決定や指導助言をされており、教育長については、教育委員会全ての事務をつかさどる職務であるということでありました。また、その教育委員会を代表するのが、教育委員長であったかと思いますが、今回の制度改正では、教育委員長を廃止すると、大変大きな改正であります。教育委員長の職務もあわせて、教育長は権限はもちろん、その責任は重大なものになります。そしてましてや、教育長を直接任命する市長の責任も大きなものになると思います。

そこでお尋ねします。市長はこの教育委員会制度の改正を受け、今後どのように教育行政にかかわられるのか、その思いなり、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

永田議員の3回目の質問、教育委員会制度改正を受けての私の思いを申し上げます。かねて、市政の柱は人づくり、教育にあるとの思いで、市政運営に当たっておるところでありますが、その思いをさらに高めて臨んでまいる所存であります。

今回の教育委員会制度の改正は、教育委員会の体制自体が大きく変わるものであり、それに加えて市長としての教育行政へのかかわりが深くなるものであります。市長としての教育行政に関する責務について、認識を新たにして取り組んでまいります。制度改正に当たっては、その趣旨にもあるように、教育委員会との連携を密にし、私の責任のもと迅速な危機管理対応に努めるとともに、本市の教育理念をさ

らに明確に示し、教育現場の実践につなげ、その成果を着実に積み重ねていくことが大切であると考えております。

そのためにも、来年度新たに設置いたします総合教育会議を通じて、教育委員会との情報と認識の共有を図り、山鹿市の教育行政の方向性を明確化してまいりたいと思います。

また、今回の制度改正が、児童生徒の保護者を初め、多くの市民の方々に、本市教育行政を再認識していただき、一層のご理解とご協力を賜るきっかけになればと願うところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

いろいろご答弁をいただきました。市長の教育委員会制度改正を受けての今後の教育行政に対する思い、しっかとお聞かせいただきました。山鹿市が新制度に移行するのは平成29年４月１日からですから、あと２年半ぐらいあります。現行の状況の中で教育委員の先生方の活動・役割が見えませんでした。あえて全協で説明がありましたけども、質問をさせていただいたわけであります。

まず、内容要約を私なりにさせていただきますと、先ほど答弁の中に教育長は一般職の公務員である。事務をつかさどる服務であるということでありました。それから、現行の地方教育行政組織及び運営に関する法律第23条という話がありましたけど、中身はようわかりませんが、その中では教育委員会、私は５名の委員の皆様方の会議だと理解をします。その方々が、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること、教科書その他教材の取り扱いに関すること、青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他の社会教育に関すること、スポーツに関すること、文化財の保護に関すること、19項目を所管するということであります。

すなわち、教育長の役割は、今の行政法の中では、教育委員会の先ほどの協議会の指揮の監督下にあると、教育長はその中にあるということでありました。その他の全ての権限は、すなわち教育委員の先生方が教育行政の方針や重要事項を審議・決定をする。教育委員は本市の教育行政において、非常に大きな職務を持っておられるということだったと思います。間違ってたら後で訂正していただければいいと思いますが、それだけ、大事な役割を持ってる教育委員の皆さん方の活動の拠点が

見えません。極端に言えば、教育委員長が招集しても庁舎にそういうしょっちゅう集まるような場所もないような気がしますけれども、少なくても私は、教育委員長のデスクぐらいは拠点として置いてもらってもよかつかなということを思いました。

それから、もう一つあえて蛇足でありますけども、前回、熊日さんが、ハンドボールのまちづくりということで、新聞に掲載をされました。私ももう少し下から積み上げてよかじゃなかですかと質問をしましたけども。市長部局と教育委員会の政策調整会議がなされてます。この中で、ハンドボールのまちづくり構想の記事掲載についてということで、打ち合わせであってるみたいであります。こういうことです。

私的な諮問組織で検討された本構想は、教育委員会事務内での検討及び合議体である教育委員会、教育委員の先生方が全く知らなかったということは、先ほど述べられました教育委員会の業務に関する確認、決定については山鹿市教育委員会事務委任規則に触れてるんじゃないかというような話。それから、ハンドボールのまちづくり構想、すなわちそれを新聞に載せていただいただけでも中身は見えない。結局、市の職員さん、教育委員会の職員さん、それから合議体の教育委員の皆様方も詰めて表に出してくれるべきだったのかなという気がします。今から改革をされていきます。こういうことがないように、市長にしっかとですね、教育行政、特に子どもは山鹿の宝だ宣言まで出してるわけですから、しっかり期待をして一般質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、永田君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（藤原　弘君）

日程第２、委員会付託を行います。

議案第76号から議案第92号まで、認定第１号から認定第13号まで及び陳情第４号から陳情第８号までについては、お手元に配付いたしております付託表のとおりそれぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後０時07分　散会

～～～

９月１７日(水曜日)

平成26年（第３回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成26年９月17日（水曜日）午前10時開議

第１　議案第76号　専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第77号　山鹿市消防団条例の一部を改正する条例

議案第78号　山鹿市福祉事務所条例の一部を改正する条例

議案第79号　山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第80号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例

議案第81号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

議案第82号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第83号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第84号　山鹿市子ども・子育て会議条例

議案第85号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第86号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第87号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第88号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第89号　平成26年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第90号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議案第91号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

議案第92号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について

認定第１号　平成25年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　平成25年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第８号　平成25年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第９号　平成25年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第10号　平成25年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第11号　平成25年度山鹿市水道事業会計決算の認定について

認定第12号　平成25年度山鹿市病院事業会計決算の認定について

認定第13号　平成25年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について

陳情第４号　みなし寡婦控除制度導入に関する陳情書

陳情第５号　オスプレイの「佐賀空港配備反対」「日米共同訓練中止」の意見書提出を求める陳情書

陳情第６号　国の「医療・介護総合法」の強行成立に反対する意見書の提出を求める陳情書

陳情第７号　国に向けて「農協法・農業委員会法・農地法大改定反対の意見書」提出を求める陳情書

陳情第８号　消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情

（委員長報告）

討　　論

採　　決

○

本日の会議に付した事件

第１　議案第76号　専決処分の承認を求めることについて

（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第77号　山鹿市消防団条例の一部を改正する条例

議案第78号　山鹿市福祉事務所条例の一部を改正する条例

議案第79号　山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第80号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例

議案第81号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

議案第82号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第83号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
議案第84号　山鹿市子ども・子育て会議条例
議案第85号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第86号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第87号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第88号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
議案第89号　平成26年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第90号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第91号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
議案第92号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について
認定第１号　平成25年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成25年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成25年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成25年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成25年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成25年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第12号　平成25年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第13号　平成25年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
陳情第４号　みなし寡婦控除制度導入に関する陳情書
陳情第５号　オスプレイの「佐賀空港配備反対」「日米共同訓練中止」の意見書提出を求める陳情書
陳情第６号　国の「医療・介護総合法」の強行成立に反対する意見書の提出を求

める陳情書

陳情第７号　国に向けて「農協法・農業委員会法・農地法大改定反対の意見書」提出を求める陳情書

陳情第８号　消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情

（委員長報告）

討　　論

採　　決

日程追加

第２　議員提出議案第１号　山鹿市あいさつの励行及び互礼の普及の推進に関する条例

意見書案第２号　「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

○

出席議員（20名）

１番	服部香代君
２番	冨田弘海君
３番	永田　健君
４番	稲葉　昇君
５番	冨丸洋一郎君
６番	藤本峰秀君
７番	北原昭三君
８番	芹川正美君
９番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	有働博君
市民部長	幸村英星君
福祉部長	坂梨真樹君
経済部長	栃原栄一君
経済部首席審議員	戸次由夫君
建設部長	原弘文君
教育部長	木村厚男君
山鹿市民医療センター事務部長兼医事課長兼医療情報管理室長	飯田啓詩君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書企画課長	早田弘隆君
市民部次長	森康一君
市民部次長	阿蘇品貴司君
福祉部次長	川崎美明君
経済部次長	金光一誠君
建設部次長	阿部一行君
水道局長	阿蘇品元晴君
総務課長	大林秀樹君
国保年金課長	野田修誠君
都市計画課長	中原忍君
監査事務局長兼選管事務局長	緒方栄君
山鹿市民医療センター総務課長	冨田龍也君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐	渡邊義明君
議事係長	小山天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　議案第76号～議案第92号

認定第１号～認定第13号

陳情第４号～陳情第８号

○議長（藤原　弘君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第76号から議案第92号、認定第１号から認定第13号、陳情第４号から陳情第８号までの全案件を議題といたします。

○

議案第76号　専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第77号　山鹿市消防団条例の一部を改正する条例

議案第78号　山鹿市福祉事務所条例の一部を改正する条例

議案第79号　山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第80号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例

議案第81号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

議案第82号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第83号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第84号　山鹿市子ども・子育て会議条例

議案第85号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第86号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第87号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第88号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第89号　平成26年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第90号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議案第91号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

議案第92号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について
認定第１号　平成25年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成25年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成25年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成25年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成25年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成25年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第12号　平成25年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第13号　平成25年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
陳情第４号　みなし寡婦控除制度導入に関する陳情書
陳情第５号　オスプレイの「佐賀空港配備反対」「日米共同訓練中止」の意見書提出を求める陳情書
陳情第６号　国の「医療・介護総合法」の強行成立に反対する意見書の提出を求める陳情書
陳情第７号　国に向けて「農協法・農業委員会法・農地法大改定反対の意見書」提出を求める陳情書
陳情第８号　消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情

○

○議長（藤原　弘君）

各常任委員長の報告を求めます。永田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　健君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　健君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告をいたします。

まず初めに、８月４日から６日にかけて実施しました行政視察につきまして、ご報告いたします。

まず、８月４日には、山梨県笛吹市において山梨マルスワイナリー工場及び自社農場の視察、翌５日には山梨県甲州市において甲州市ワイン原料用甲州種ぶどう栽培奨励補助金制度及び甲州市原産地呼称ワイン認証制度、並びに山梨県都留市では、６次産業化の取り組みについて、研修をいたしました。

まず最初の視察地であります山梨県笛吹市の山梨マルスワイナリーでは、ワイナリーの建設経緯や工場概要及び自社農場について説明を受けました。山梨マルスワイナリーでは、韮崎市穂坂地区で自社農場を経営されており、品質の高いブドウを栽培するため日照時間が長く、降水日数が少ない土地の性質や気候に適した栽培に取り組まれていました。本市におきましても、ワイナリー構想を進めており、ワイン用ブドウの生産拡大、品質向上のため、栽培地に適した栽培を研究し、取り組んでいく必要があると感じました。

２カ所目の視察地であります甲州市においては、甲州市ワイン原料用ぶどう栽培奨励補助金制度及び甲州市原産地呼称ワイン認証制度について研修を行いました。

まず、甲州市ワイン原料用ぶどう栽培奨励補助金制度については、ブドウの買い取り価格の問題により生産農家が減ったことから、安定した需要と供給を構築するため、10アール当たり３万5000円の補助金の交付を行われておりました。また、甲州市原産地呼称ワイン認証制度システムについては、甲州市が１市１町１村の合併により、生産エリアが広がり、甲州市のブドウ栽培及びワイン生産の振興を図る上で、栽培地の状況や生産者の情報を正確に消費者へ伝えていくためにできた制度との説明がございました。本市においても、栽培地に合った独自のシステムをつくるなど、このような先進地の取り組みを参考に事業を展開していく必要があると感じました。

３カ所目の視察地であります都留市役所においては、６次産業化の取り組みについて研修をいたしました。

まず、都留市において、今年度より取り組まれております６次産業化推進事業補助金制度についての説明がありました。この制度は、加工品開発から、加工施設、機械整備、販売施設整備及び提供施設の整備までトータル的な補助を行うために導入された制度でありました。

次に、都留市農林水産物地産地消推進事業補助金制度についての説明がありました。

この制度は、市内の直売所や学校給食センターに農林水産物を出荷している農家に交付される補助金であり、生産資材、供給資材及び農林水産業宣伝資材を対象に補助金を交付されておりました。また、６次産業化推進補助金の交付を受けて事業を展開されている株式会社炭香ファームの現地視察を行い、研修を終えました。

次に、本定例会におきまして、当委員会に付託されました議案４件、認定９件、陳情１件についてご報告いたします。

去る９月10日、午前10時から本庁、３階第１会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、小坂地区桑園計画地の現地調査を行いました。現地調査終了後、午後１時から委員会を再開いたし、最初に建設部所管の議案を、その後、経済部所管の議案を慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第76号　専決処分の承認を求めることについて（平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））中所管、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第79号　山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第85号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第88号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成25年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について(中所管)、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第４号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第６号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第７号　平成25年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第８号　平成25年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第９号　平成25年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第10号　平成25年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第11号　平成25年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第13号　平成25年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第７号　国に向けて「農協法・農業委員会法・農地法大改定反対の意見書」

提出を求める陳情書、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

次に、冨丸福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　冨丸　洋一郎君　登壇］

○福祉厚生常任委員長（冨丸　洋一郎君）

おはようございます。

福祉厚生常任委員会の９月定例会の委員会審査及び８月に行いました委員会行政視察について、ご報告をいたします。

最初に、委員会行政視察につきましてご報告いたします。福祉厚生委員６名、執行部から市民部長、福祉部長、市民医療センター事務部長、事務局職員の合計10名で、８月５日から７日の３日間、兵庫県尼崎市、姫路市、岡山県赤磐市の行政及び先進地視察を行いました。

まず、８月５日、兵庫県尼崎市にあります特別養護老人ホームゆめパラティースを訪問し、特別養護老人ホームの取り組みについて研修いたしました。ゆめパラティースは鉄筋コンクリート４階建てで、定員は特別養護老人ホーム100床、全室個室です。ショートステイ20名、デイサービス40名で、平成26年５月にオープンしたばかりの新しい特別養護老人ホームでありました。

社会福祉法人の理念、職員配置状況、利用者の状況を初め、利用者のことを考えた大浴場、サウナ、喫茶コーナー、カラオケルーム、リハビリ室等について説明を受け、民間の工夫とめり張り、一番のものをつくりたいという向上心、働く職員に喜んでもらいたいという職員への配慮等が大切であることを学ぶことができ、大変参考となる施設でありました。

８月６日は赤磐市環境センターを訪問し、本市と同規模の一般廃棄物処理施設の研修を行いました。赤磐市環境センターは、処理能力１日44トン、炉形式准連続式ストーカ炉、燃焼ガス冷却方式、水噴射式の一般廃棄物処理施設として、本年４月に供用が開始されております。質疑応答の中で、焼却灰の処理方法と処理したセメントの売却方法、可燃ごみの４割を占める生ごみの処理方法、地元要望の内容や解決策、16時間燃焼とした理由やダイオキシンの発生状況、高齢化が進む中での分別方法のあり方、粗大ごみの収集方法、職員の配置状況や委託状況、てんぷら油の収集方法、余熱の再利用方法、家庭ごみと事業系ごみの有料化方法など、活発な質疑応答を行うことができました。その後、施設内を見学し、研修を終え、平成30年度末の完成を目指して設置される本市の一般廃棄物処理施設建設に向けての大変参考

となる施設でありました。

赤磐市環境センターの視察後に、赤磐市単独で設置されている隣接の赤磐市消防本部の視察を行い、施設概要と運営状況の説明を受け、２日目の視察を終了いたしました。

８月７日は、兵庫県の児童健全育成の中核施設であります兵庫県立こどもの館を視察いたしました。兵庫県立こどもの館は、自然豊かな桜山貯水池に隣接した約350ヘクタールの桜山公園内にあり、ほかの施設である自然観察の森、宿泊型児童館星の子館、姫路科学館アトムの館との連携による相乗効果も期待されている施設で、多目的ホール、円形劇場、児童図書館などを備えた子どもたちが無料で自由に遊べる施設です。施設で運営方法及び利用状況等の説明を受けました。説明を受けた後に、実習室、伝承遊びの広場、木とのふれあいワールド、体験学習コーナー、子ども図書館など施設の見学を行い、研修を終了いたしました。

施設では、ごみ箱がない、案内板がない、色がない、音がない、遊具がない、レストランがないの６つのないが実践されており、子どもの探検心を引き出し、自然の色を取り込み、自然の音を楽しみ、子ども自身が工夫することで、子どもがみずから考え行動し、楽しむことができる施設としているところが非常にユニークでありました。また、子どもが気軽に集えて、子どもが楽しく遊べるような施設のため、当日もたくさんの親子でにぎわっておりました。本市の子育て施設を考える上で、大変参考となる施設であります。

次に、本定例会で当委員会に付託されました議案５件、認定５件、陳情２件についてご報告いたします。

去る９月11日、午前10時から、本庁３階第１会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたし、慎重に審査いたしました。その結果についてご報告いたします。

議案第78号　山鹿市福祉事務所条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第85号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第86号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号　平成26年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成25年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について(中所管)、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第２号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第３号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第５号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第12号　平成25年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第４号　みなし寡婦控除制度導入に関する陳情書、陳情の趣旨は十分に理解できるが、すぐに実現することは難しいのではないかということで、趣旨採択をしてほしいという意見があり、挙手採決の結果、趣旨採択すべきものと決しました。

陳情第６号　国の「医療・介護総合法」の強行成立に反対する意見書の提出を求める陳情書、国の法律でもあり、意見書を提出しても実現が難しいのではないかなどの意見があり、挙手採決の結果、不採択すべきものと決しました。

以上、福祉厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会からは、初めに７月30日から８月１日にかけて実施いたしました、青森県十和田市並びに岩手県滝沢市の行政視察の成果について、ご報告いたします。

まず、十和田市では、事故やけがは、偶然の結果ではなく予防できるという考えのもと、行政と各種機関、住民などが協働で、市民が安全で安心に暮らせるまちづくりに取り組むセーフコミュニティー事業についてを、そして、滝沢市では、市民が評価する行政のあり方といった視点から、行政システム全体を抜本的に見直す取り組みとして推し進められてきた行政経営品質向上活動の取り組みを主眼に、それぞれ調査いたしました。

最初の視察地の十和田市は、平成17年１月に旧十和田市と十和田湖町が新設合併し誕生した、現在、人口６万4000人の青森県南地域の中核都市であります。従前から十和田市は、自殺者や交通事故の発生率が全国平均に比べ高いと言われているこ

となどから、市民が中心となったセーフコミュニティー「とわだ」を実現させる会が結成されるなど、安全・安心に対する住民の意識も高く、平成19年の市長による国際基準に基づいたセーフコミュニティー認証の取得表明を契機に、これまで、市民との協働を基本としたさまざまな取り組みが展開されております。担当者からは、セーフコミュニティー推進組織のあり方や運営の仕組みに加え、今後の課題や展望等について、詳しく説明を聞くことができました。特に、事業の効果として、市民のボランティア意識が高まったこと、地域のイメージアップが観光面のプラスにつながったこと、または、事故やけがの発生率が３割程度減少したことで、医療費や介護費用が削減されたことなどが報告され、今後ますます過疎化、高齢化が加速する本市において、地域コミュニティーの希薄化が懸念される中、行政と住民の協働による安全・安心の暮らしを維持する取り組みを展開する上で、大変参考になりました。

２カ所目の視察地であります滝沢市は、今年１月の市制施行までの10年もの間、人口５万人を超える村として栄えてきた全国的にも有名なところであります。

過去には、昭和57年に豊かな村づくり全国表彰天皇杯を受賞。さらに、平成10年度には、情報化の推進で自治大臣表彰を受けるなど、地方分権の時代にあって、先進的な取り組みが展開されてきた自治体でもあります。

行政経営品質向上活動の取り組みについての説明では、自分たちで25年先の滝沢市を考えようという地域ごとのビジョンの設定等が盛り込まれた、滝沢地域デザインの策定の経緯や成果、平成18年度に受賞した地方自治体部門における日本経営品質賞の受賞に至るまでの過程と、それ以降の行政改革の取り組み状況、そして、本年１月に施行された滝沢市議会基本条例及び同年４月に施行された滝沢市自治基本条例、さらに、来年４月に行政サービスの品質を向上させるためのルールを定めた、滝沢市行政基本条例の制定の意義や制定までの手法等について詳しく説明を聞くことができました。

本市においても、今後、厳しい財政状況等を背景に、簡素で効率的な行財政システムの再構築と、公共サービスの質の維持・向上が求められていく中で、第２次山鹿市総合計画の策定を目前に控えたこの時期に行った今回の視察は、議会としての役割を改めて確認する意味からも、大変有意義なものとなりました。

続きまして、本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案11件、認定１件、陳情２件であります。去る９月12日、午前10時から、本庁３階会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に議案審査を行いましたので、その結果について報告をいたします。

議案第76号　専決処分の承認を求めることについて（平成26年度山鹿市一般会計

補正予算（第３号））、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第77号　山鹿市消防団条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第80号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第81号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第82号　山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第83号　山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第84号　山鹿市子ども・子育て会議条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第85号　平成26年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第91号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号　山鹿市過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成25年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第５号　オスプレイの「佐賀空港配備反対」「日米共同訓練中止」の意見書提出を求める陳情書、継続審査すべき、採択すべき、不採択すべきと、３通りの意見があったことから、まず、初めに継続審査について、挙手採決を行いました。採決の結果、挙手少数により、継続審査をしないことに決しました。続いて、採択について、挙手採決を行いましたが、挙手少数により、不採択すべきものと決しました。

陳情第８号　消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情、挙手採決の結果、挙手少数により、不採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第76号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第77号から議案第80号までの４案件を一括採決いたします。議案第77号から議案第80号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第81号から議案第84号までの４案件を一括採決いたします。議案第81号から議案第84号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第85号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第86号から議案第89号までの４案件を一括採決いたします。議案第86

号から議案第89号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第90号から議案第92号までの３案件を一括採決いたします。議案第90号から議案第92号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、認定第１号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第２号から認定第13号までの12案件を一括採決いたします。認定第２号から認定第13号までの12案件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、12案件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第４号に対する委員長報告は、趣旨採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（藤原　弘君）

起立多数であります。よって、本案は趣旨採択することに決しました。

次に、陳情第５号に対する委員長報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。陳情第５号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（藤原　弘君）

起立なしであります。よって、本案は不採択することに決しました。

次に、陳情第６号に対する委員長報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。陳情第６号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（藤原　弘君）

起立なしであります。よって、本案は不採択することに決しました。

次に、陳情第７号に対する委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第７号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第８号に対する委員長報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。陳情第８号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（藤原　弘君）

起立なしであります。よって、本案は不採択することに決しました。

ただいま、議員提出議案１件、意見書案１件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（藤原　弘君）

お諮りいたします。

この際、議員提出議案１件、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案１件、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○

日程追加

日程第２　議員提出議案第１号　山鹿市あいさつの励行及び互礼の普及の推進に関する条例

意見書案第２号　「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

○議長（藤原　弘君）

日程第２、直ちに一括議題といたします。

議員提出議案第１号について、提案理由の説明を求めます。提出者、太田黒　鐵郎君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

おはようございます。

説明します。

議員提出議案第１号、平成26年９月17日提出。

「山鹿市あいさつの励行及び互礼の普及の推進に関する条例。」

この条例を制定したいから、地方自治法第112条及び山鹿市議会会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者、山鹿市議会議員、太田黒　鐵郎。

賛成者、山鹿市議会議員、寺崎　勇児。山鹿市議会議員、横手　啓介。山鹿市議会議員、藤原　豊。山鹿市議会議員、冨丸　洋一郎。山鹿市議会議員、永田　健。

山鹿市議会議長、藤原　弘様。

「山鹿市あいさつの励行及び互礼の普及の推進に関する条例。」

（目的）第１条、この条例は、相手を敬い、良好な人間関係と明るく元気な地域社会を築くために欠くことのできない挨拶の励行及び互礼の普及に市を挙げて取り組むことにより、地域のきずなを強めるとともに市民が相互に礼節を重んじる気風の醸成を図り、もってぬくもりのある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）第２条、この条例において「互礼」とは、相手を敬い、お互いに礼意をあらわすことをいう。

（市の役割）第３条、市は、第１条の目的を達成するため、挨拶の励行及び互礼の普及の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の協力）第４条、市民は、積極的に市が行う挨拶の励行及び互礼の普及の推進に関する取り組みに協力するとともに、みずから進んで挨拶及び互礼を実践するよう努めるものとする。

提案理由の説明、議員提出議案第１号、「山鹿市あいさつの励行及び互礼の普及の推進に関する条例」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

近年は、近所同士でも挨拶をしない、隣に住んでいる人もよく知らないなど、人と人とのつながりが希薄になり、地域組織がなかなか維持できなくなりつつあると言われております。残念ながら、本市においても、経年的にはそのような傾向にあると言わざるを得ないようなことでございます。しかし、人はひとりでは生きられ

ません。近所同士など周りの人との関係を保ちながら、安心を得て生きています。子どもや高齢者の方、障害者の方はもちろん、私たちは誰でも周りの人たちのちょっとした声かけや、気遣い、見守りの中で、支え・支えられながら暮らしています。

この当たり前のことを、私たちは長い間忘れて暮らしてきたのではないでしょうか。こうした反省を踏まえ、地域のきずなをさらに強め、ぬくもりのある地域社会を実現するためにも、市民が相互に礼節を重んじる気風の醸成を図り、相互に相手を敬い、良好な人間関係と、明るく元気な地域社会を築くために欠くことのできない、礼意を込めた挨拶の励行に山鹿市を挙げて取り組むことが求められております。

市議会といたしましても、現在既に、市長を先頭に行政が率先して取り組んでいる、「あいさつ運動」を全市に拡大するとともに、市外に向けた挨拶のまち山鹿をアピールするためにも、本条例を提案するものです。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

次に、意見書案１件について、職員に朗読させます。

［職員朗読］

意見書案第２号

平成26年９月17日提出

危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　北　原　昭　三

賛成者

山鹿市議会議員　寺　崎　勇　児

山鹿市議会議員　冨　丸　洋一郎

山鹿市議会議員　永　田　　健

山鹿市議会議長　藤　原　　弘　様

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（いわゆる「危険ドラッグ」＝脱法ハーブ、脱法ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因と見られる重大な交通事故の事案がたびたび報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されています。

厚生労働省は、省令を改正し昨年３月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年４月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚醒剤や大麻と同様、単純所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の認定には数カ月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「イタチごっこ」となっています。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされています。

そこで、政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求めます。

記

一、インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること

一、簡易鑑定ができる技術の開発を初め鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続の簡素化を図ること

一、薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年９月17日

熊本県山鹿市議会

内閣総理大臣　安倍　晋三　様
総　務　大　臣　高市　早苗　様
厚生労働大臣　塩崎　恭久　様

文部科学大臣　下村　博文　様
国家公安委員会委員長　山谷　えり子様

○議長（藤原　弘君）

意見書案第１号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。

提出者、北原　昭三君ありませんか。

○７番（北原　昭三君）

ありません。

○議長（藤原　弘君）

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時47分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前11時00分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております全案件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております全案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議員提出議案第１号については、起立により採決いたします。

議員提出議案第１号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（藤原　弘君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、意見書案第２号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

閉　会

○議長（藤原　弘君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。よって、平成26年（第３回）山鹿市議会９月定例会を閉会いたします。

なお、この本会議場で行います市議会は、今定例会が最後となります。

格式あるこの議場のこれまでの歴史と伝統に対し、敬意を表したいと思いますので、全員ご起立の上、正面の国旗、市旗に向かって、感謝の意を込め一礼をお願いいたします。

［総員起立、一礼］

午前11時03分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　藤　原　　弘

山鹿市議会議員　丸　山　　寛　治

山鹿市議会議員　太田黒　　鐵　郎